第４回世羅町議会定例会会議録

令和７年12月４日
第１日目

世　羅　町　議　会

１．議事日程

令和７年第４回世羅町議会定例会　（第１号）

令和７年12月４日

午前９時00分開会

於：世羅町役場議場

第１	会議録署名議員の指名
第２	会期の決定
第３	一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番　亀田知宏	２番　佐倉悠希
３番　矢山　靖	４番　宗重博之
５番　佐々木浩康	６番　福永貴弘
７番　向谷伸二	８番　上本　剛
９番　松尾陽子	１０番　藤井照憲
１１番　田原賢司	１２番　髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．会議録署名議員

４番　宗重博之　　５番　佐々木浩康

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長　奥田正和	副町長　金廣隆徳
会計課長　市尻孝志	総務課長　升行真路
財政課長　矢崎克生	企画課長　藤川道代
税務課長　小林英美	町民課長　道添　毅
子育て支援課長　藤井博美	健康保険課長　宮崎満香
福祉課長　和泉美智子	産業振興課長　住田谷　保
商工振興課長　山崎　誠	建設課長　福本宏道
上下水道課長　広山幸治	せらにし支所長　前川弘樹
教育長　早間貴之	学校教育課長　藤原康治
社会教育課長　正田一志	

６．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長　黒木康範　　書記　間處俊彦

嘱託書記　貞光有子

令和７年第４回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日　令和７年12月４日】

	質問者	質　問　事　項
1	７番　向谷伸二	1　学校体育館に空調設備を 2　ＡＩ導入への取組みは
2	９番　松尾陽子	1　手話言語条例およびコミュニケーション条例の制定に向けた取組みを 2　食品ロス削減に向けて住民活動の推進を
3	２番　佐倉悠希	1　人事施策見直しの取り組み状況は
4	８番　上本　剛	1　職員保護とカスタマーハラスメント対策は 2　道の駅の課題と財源活用の方向性は
5	11番　田原賢司	1　債権管理体制の強化に向けた取組みのその後は 2　産地づくりの支援の取組状況は
6	５番　佐々木浩康	1　ワクチン接種の状況について 2　定期健診について
7	４番　宗重博之	1　新しい学校教育の現状を見直す覚悟があるか

開　会　　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　現在、広島県内にインフルエンザ警報が発令されています。感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めていますので、ご了承ください。

開会に先立ち町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　おはようございます。令和７年第４回世羅町議会定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

師走に入りまして、冬将軍到来を思わせるような寒気が日本を覆っております。本日は人権週間ということもございまして、人権擁護委員の皆様方による啓発活動の出発式が先ほどございました。心豊かに、差別がないまちづくりに取組んでまいらねばなりません。皆様方にもいろいろとご協力よろしくお願い申し上げます。また今度の土曜日、６日ですけれども、人権教育研修会が甲山自治センターで行われますので、是非ともご参加いただければと思っております。

駅伝の町を謳う我が町では、実業団駅伝を皮切りに先月より毎月大会が開催をされるところでございます。喜ばしいことに、世羅高等学校陸上競技部において今年も男女揃って京都都大路への全国大会出場をしてくれるわけでございます。皆さんの応援で好成績を出してくれることを期待しておるところでございます。

広島県においては、湯﨑知事が勇退をされまして、新知事の横田知事におきましては農林水産省出身ということもございます。農業が基幹産業の世羅にとっては大きな期待がございます。さらに中山間をはじめ、人口減少をはじめとした課題にも取組んでいただけるものと感じているところでございます。先日は水道組合のいわ

ゆる市町の共同の会議ございました。冒頭ご挨拶もいただいたところでございますけれども、さまざまな役を受けていただいております。一緒に頑張らせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

今定例会におきましては、本日からの一般質問、そして議案としては、報告１件、工事請負契約並びに条例の制定改正など 19 件を提案させていただきます。慎重審議いただく中で、何卒ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達しておりますので、これより 令和７年第４回世羅町議会定例会を

開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから　ご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

10 月 24 日に開催の「令和７年度広島県町議会新任議員研修会」に、10 月 1 日から 11 月 15 日までの間に 11 会場で開催しました「議会報告会・意見交換会」に、11 月 11 日に開催の「議員行政視察」に、11 月 19 日 ～11 月 21 日に開催の「令和７年度市町村議会議員研修」にお手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しております「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたのでご了承願います。

次に監査委員から、令和７年８月分、９月分、10 月分に関する「例月出納検査結果の報告」、及び令和７年９月、10 月、11 月実施の「随時監査の結果報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、４番 宗重　博之議員、　５番 佐々木　浩康議員　を指名いたします。

日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの「13 日間」にしたいと思います。

これに　ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「13 日間」と決定いたしました。

日程第３　一般質問　を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に　学校体育館に空調設備を　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　議長。

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　皆さんおはようございます。議長より通告の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

昨日より寒波が到来をしております。住民の皆様や執行部の皆様も年末まで忙しい日々を過ごされると思いますが、是非、体調に気をつけてお過ごしいただきたいというふうに思っております。それでは早速、質問の要旨に入らせていただきます。

今年の夏は、連日の記録的な猛暑により、子どもたちの学校生活や夏休みの過ごし方に大きな影響を与えました。命の危険を避けるため、屋外授業や、外遊びを制限せざるを得ない日々が続いたのではないでしょうか。

保護者の方は、熱中症の不安や運動不足への不安というダブル不安を抱えることとなりました。これは単なる暑さの問題にとどまらず、子どもたちの成長の機会を奪う深刻な社会問題となっています。

体育館への空調設備の設置は、近年続く猛暑や災害時の避難場所としての利用を考慮すると、非常に重要な課題であります。空調設備のない体育館は、夏場には、40 度近くに達することもあり、サウナ状態となります。体育の授業や部活動における熱中症のリスクが極めて高く、子どもたちの命を守るための最優先事項となっています。空調は安心して運動し、学べる環境を維持するために不可欠です。また、体育館は災害時に、避難場所として使用されますが、空調がなければ、被災者は猛暑や寒さの中で過ごさなければならず、２次被害のリスクは高まります。高額な設置費用やランニングコスト、技術的な難しさといった、設置運用面の課題はありますが、国も交付金を設けて導入を促しています。猛暑は既に異常気象ではなく、常態化していると考えられます。そこで、体育館空調設置に関してお伺いをいたします。

1、猛暑の中での児童生徒の屋外および体育館での活動状況についてお伺いをいたします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　ただいま向谷議員からご質問いただきました。猛暑の中での児童・生徒の屋外および体育館での活動状況についてお答えいたします。

本町の小・中学校では、国や県の熱中症対策指針に基づきまして、暑さ指数、これは通称ＷＢＧＴと呼んでおりますけども、それによる基準を設けまして、児童・生徒の安全確保を図りながら活動を実施しております。

特に屋外活動につきましては、暑さ指数が基準値を超える場合は、速やかに活動を中止し、涼しい場所での休憩や水分補給を徹底するなどの対応をしております。

近年は特に６月から９月にかけまして、屋外での体育授業や部活動を中止、短縮する事例がございますけども、時間割を入れ替えるなどしてできるだけ本来の活動を確保する工夫をしております。

なお体育館での活動についても、体育館内の気温、湿度によって、活動内容の軽減や中止という判断をすることもございます。このように客観的な数値と、健康観察による体調の把握等を通しまして、児童生徒の安全に留意した教育活動を進めております。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　暑さ指数のレベルと注意目安では、28 度から 31 度を厳重注意として、激しい運動は中止。31 度以上は危険として、運動は原則中止とされています。あくまでもこれは目安ではございますが。広島県において、令和７年７月には 30 度以上が 29 日間。さらに、広島県で発生した熱中症警戒アラートは 55 回、７月上旬から９月上旬まで、ほぼ毎日発生しているような状況でありました。

先ほどご答弁にありました暑さ指数、いわゆる熱中症の危険度を判断するための指数でございますが、最も注意すべきこととして挙げられているのが、湿度というふうになっております。その暑さ指数を測る上で 70％が湿度を考慮しているというふうなことになっております。そういったことを考えますと、体育館の中は現状ほぼ蒸し風呂状態というふうな形になっていると思われます。いわゆるこのような危険な状況の中で、児童・生徒の安全な教育活動ができるのか、改めてこのことについてお伺いをいたします。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　ただ今、湿度の考慮、それから実際の活動のことをご質問いただきました。実際の学校のですね、体育館における部活動及び体育館、その他集会もございます。それにつきましては確かに湿度がこもっているとジメジメして体調不良を起こすこともございますので、基本的には戸を開け放って通気を良くするという形は必ず取ります。もう一点は体育館には日光を遮断するカーテンが必ずついております。それによりまして、基本的には直射日光がささない状態で準備しておき、必要に応じて開けるということで、できるだけ熱がこもらないように、また風が通るような形をしております。ただそれでも、非常に不快指数が高い場合には、先ほど申し上げましたけども、時間割を変更するとか、早朝１時間目にそれをするというような工夫をしております。以上です。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　ご答弁の中で体育館の気温、湿度によって活動内容の軽減や中止の判断をするというふうなご答弁でした。具体的な対応方法というのをお聞きしようかというふうに思っておったんですが、今教育長のほうからそういった答えをいただきました。あとマニュアル的なもの、きちんとそういったものがあるのか、先生にきちっとそういったことが徹底されているのか、個人的な差が発生するようなことはないのか、そのことについてお伺いをいたします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。各校におきまして、特に決まったマニュアルというものはございません。先ほど教育長の答弁にありましたように、暑さ指数、この 28 度以上になったときの激しい運動は中止という指標を一つの目安としながら、さらに不快な状況であるとか、子どもたちの健康状態、またその日だけではなくて、その前までの子どもたちの活動状況、そういったことも考慮しながら行っておるところでございます。

　この暑さ指数計につきましては、各学校に設置しておりますので、その見やすいところに職員がこまめに確認をする、指数を確認する体制は整っております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）確かにその徹底をしているとおっしゃられますけど、やはり水道事業のこともありました。やはりきちっと徹底した管理体制を作るというこ

とは、やはり必要であろうかというふうに思います。やはり、受止め方っていうのはやっぱり先生方にも、個人によって受止め方も、対処の仕方も多少違いが出てくる可能性はあるというふうに思いますので、やはりそういったことをきちんとマニュアル化して、徹底しているかどうかということをやはりすべきであるというふうに思います。子どもの命がそこにかかってるわけですから、多分やっているだろうでは済まされない部分があると思いますので、その辺はちょっと徹底していただきたいかなというふうに思います。

あと健康観察により体調を把握するとのご答弁がございました。子どもは先生の指導のもと活動を行っているわけで、子ども自らの判断で意見を述べることが非常に難しい、困難なところもあろうかというふうに思います。子どもが自ら体調不良を発言できるような体制づくりというものはできているのかそのことについてお伺いをいたします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。子どもが自ら自分自身の体調について、発言するそういった体制は整えております。自分の体調の自己管理につきましては、また保健安全指導の面においても一つの必要な事項になっておりますので、自分の体調がどうであるか、そのことをきちんと、異変があったときに伝えるということ。この点についても、児童・生徒に対して指導を行っております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　発言できない子どもっていうのもたくさん、実際にはおられると思うんですよ。ですから、そういったことの部分も考慮して、どうやったら子どもさんが自らきちっと、「私今日調子が悪いんです」というようなことを、その発言できるっていうのは大人のほうが配慮をしないと、子どもにそういうふうに言ってるから、子どもが言わなかったっていうんじゃなくて、それははっきり言って本当に難しいと思うんですよ。だから、どれだけ大人が配慮してあげるかっていうことが重要になってくると思いますので、その辺はしっかりと各学校ともきちんと話し合いをしてですね、事故が起こらないような体制作りを築いていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。体育館への空調設置のお考えをお伺いをいたします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それでは、２点目の体育館の空調設置の考えはにつきましてお答えをいたします。
　このことにつきましては、児童・生徒の教育環境の整備という点はもちろんでございますが、災害時の避難環境の確保を考えたときに、できるだけ整備を進めるべきと考えております。しかしながら、体育館の広さや構造上の課題によりまして、設置にかかる初期費用、そしてその後のランニングコストが相当な規模となる見込みから、町の財政状況に照らした検討を必要としております。また、学校再編または体育館の老朽化、このような実態に直面しております。既に検討に向けた内部での準備は始めておりますが、今後の方針を定めた後に、国の補助金活用策を含めて、空調設置に向けた準備を進める必要があると捉えております。
　なお、現在の実態といたしまして、各学校には既に移動式スポットクーラーや業務用の扇風機、こういったことを配備しております。適宜活用しながら、児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　初期費用やランニングコストを考えると、町の財政に照らし合わせて検討するというふうなご答弁でございました。検討に向けた準備は始めているということでしたが、現状どの程度検討が進んでいるのか。あるいは今後の予定といったものがお答えできる範囲がございましたら、お願いしたいと思います。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。先ほどの答弁にございましたように、構造上の問題や費用面、こういったところの課題を今捉えているところでございます。構造につきましては、体育館の空調設備をどのような形で設置するかといった点、また空調設備に伴って、断熱構造等を整える必要もございます。こういった点につきましても研究を行っておるところです。また費用面につきましては、国の補助金等こういったものについてこの活用にあたりまして研究を進めているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　空調設備についても調査をされておられるのではないかな

というふうに思っておりますが、町にあった空調設備というかそういったものを何か検討されているものがあったら教えてください。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。空調の設備につきましては、電気式の設備とガス式の設備ということについて今、捉えているところでございます。その他にも輻射式といったものがございますが、こういったことも含めまして、今、電気なのかガスなのかというところでございます。電気につきましては、イニシャルコストが比較的安いということであったり、ガスはその反対に高いということであったり、またランニングの面でも、また他市町の情報等を捉えながら研究を進めているところです。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　さまざまな長所とか、欠点とか、そういうのそれぞれあると思うんですが、私もちょっと調べてみましたけど、あの大規模停電時にはガス式といいますか、エアコンも使えますし照明とかその他の予備電源等も活用できるということで、それと初期に大規模な電源設備を導入する必要がないという部分もあって、比較的導入が見やすいのかなというふうな感じは受けました。いわゆる電源自立型ガスヒートポンプというタイプですが、これについてはもっと進めてみたいというような考えというか、それはございますか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　今おっしゃるように、ガス式のものにつきましては、ガスの活用ということから電源を必要としないというところから、比較的災害に強いという利点がございます。こういった利点も含めまして、学校教育課といたしましては学校の空調設備について、今ガスなのか電気なのかということで、行っております。
　また調査をした中では、受電設備の大きさによりまして、この電気式ガス式の併用という形もあるということも研究の結果捉えておりますので、そういった点につきましても、またどの形がいいのかということにつきましては、情報をしっかりとりたいと思っております。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　さまざまに検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

学校再編や体育館の老朽化など検討すべき問題があるというのも承知しております。それを解決してから取組みますではスタートが大幅に遅れる可能性もあると思います。早急に今後の方針を定めてほしいと思いますが、お考えをお願いいたします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　今、向谷議員がおっしゃった通りのことを私も考えております。実はですね、昨日も県が主催した体育館への空調設備の研修会、説明会が安芸高田市でございました。学校教育からも２名、係長と主任を派遣しております。昨夜もその報告を受けまして、国の補助金の都合もございます。ただ先ほど議員もおっしゃいましたように本町では学校再編のこともございますので、この先のスケジュールはありますが、喫緊の課題ということもございますので、学校再編のことだけではなくて、これから質問されると思いますけれども、避難時のことの避難場所としての位置づけもございますので、できるだけ早く、それから国の補助金も受けられるためのスケジュールも考えて、できるだけ早い計画を立てるように今、考えております。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　補助金もですね、最初は手厚く出しても、だんだんと先細りというような形もありますので、その辺のことも考えながらスケジュールを進めていっていただけたらなというふうに思います。

次の質問に入ります。避難所における空調の設置状況は　についてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　向谷議員、避難所におきます空調設備の設置状況についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

町としましては高齢者等避難等の避難情報発令時におきまして、職員の配置及び自主防災組織のご協力により開設をいたします第１次開設避難所につきましては、全ての施設にエアコンが完備をされております。加えまして、共生環境を図るための大型扇風機につきましても用意している状況でございます。以上でご

ざいます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　確かに第１次開設避難所については全て空調設備が完備されている。しかしながら、先ほどの話にも出ましたけど、避難場所として設置されている、いわゆる小学校・中学校合わせて７つの屋内運動場、いわゆる体育館には完備されておりません。これが現状でございます。
　体育館への空調設備の設置はもうもはやその快適性という段階ではなくて児童・生徒の命を守るための必要不可欠なインフラとなっております。記録的な猛暑は既に特別な出来事ではなく常態化をしている状況です。このような中、子どもたちの安全な運動機会を確保するとともに、大規模災害時の緊急避難場所としての機能を維持するためにも、高額な設置維持費用という課題もありますが、早急に検討を進めるべき最重要課題の一つと考えております。こういったことは非常に大きな案件でありまして、費用も高額であるということもあります。町の財政が厳しい中、次々にやってくださいっていうような問題ではないというのはそれは認識しております。ですから町の財政の中で、あるいは国の補助金、もちろんこれは活用してやる、当然のことですが。今後町だけで物事を進めるということが非常に困難なことが多くなってくるというふうに考えられます。そういった場合にクラウドファンディングであるとか、あるいは町民の方のご協力を、もちろん任意でございますけど、いただくような形というのもとっていかないと、今後、こういった設備にかかる投資という部分に関して、町だけで何とかやりくりをするんだと言いましてもできない部分が必ず出てくる。しかし、子どもの命は守らなくてはいけないと、これも絶対であります。ですから、どうやったらその資金を集めることができるかということは、やはり柔軟にもう少し幅を広げて対応すべきことではないかなというふうに思っておりますので、いろいろな取組みを検討していただきたいというふうに思います。これで１項目目の質問を終わります。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　今回は向谷議員からご質問を空調のことでいただきましたけども、一つは子どもの命を守るということで、教育活動としてのあり方ということを一つご提示いただきました。最初に言われましたように、健康観察のとこで言われましたように、子ども自身が言えないときもあるから、教師がそこを

ちゃんと見とるという力量も含めて、学校教育のあり方ということをご提示いただきました。

それから後半につきましては、ハードの整備ということで費用面もございます。もちろん学校体育館という意味では、教育委員会のほうの発信というところもございますけれども、町全体の整備ということもございますので、関係課との連携をしてですね、スケジュール面もできるだけ早く、先ほどと重なりますけども、国の補助金等のスケジュールもございますので、できるだけ早く進めていきたいという意向を私達も持っておりますので、研究を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に、ＡＩ導入への取り組みは　７番向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　はい。
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　６月議会において同僚議員がＡＩ導入に関する質問をしました。その際の答弁で、他市町の状況や先行自治体から提供されたＡＩ活用のガイドラインを参考にしつつ、必要な整備を進めていきますといったご回答だったかと思います。全体を通じて、その時点ではその答弁からは、スマート自治体への早期取組という熱意が私には感じられませんでした。ＡＩ導入を進めることは、町にとって、早急に取組む課題というふうに考えますが、前回の答弁から約半年が経過をいたしました。この間どのような取組みを進められたのか、確認をさせていただきたいと思います。

1、ＡＩ導入に関する整備の進捗状況と今後のプロセスはについてお伺いいたします。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　向谷議員の２問目でございます。ＡＩ導入の取組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

私もちょっとびっくりしたんですけれども、先般、ＡＩでですね、発言をまとめてくれておりました。びっくりするほどのまとめ方で、私もそれを見た瞬間にですね、ここまで理解をして文章化してくれるんだというふうにかなりびっくりしたところです。ただちょっと、新聞の報道にありましたように、何かＡＩの変換を勝手に他のところから持ってきたということでちょっと訴訟にもなっているような案件も、この間、載ってございました。なかなか取組みについてもです

ね、いろんな課題があるものだというふうにですね、ちょっと感じておるところでございます。

１点目にございますＡＩ導入に関する整備の進捗状況、今後のプロセスについてお答えをさせていただきます。６月議会におきますＡＩ導入に関する答弁につきましては、ＡＩ活用の運用方針や、個人情報保護の確立といったルールづくりの必要性を認識し、他市町の状況や先行自治体のガイドライン等について、慎重に調査している段階でございました。

ご質問のＡＩ導入に関する整備のその後の進捗状況でございますけれども、現在、広島県で採用されている生成ＡＩを試験的に導入しまして使用しております。ライセンスの都合上、現時点では、複数課での使用は困難であるため、まずは企画課において業務適用の可能性及びその効果について検証を行っているところでございます。また、ＡＩ活用のルールづくりにつきましては、広島県や他市町のガイドラインを参考にしまして、当町における活用ガイドラインの素案を作成済みでございます。これにより、運用上の留意点やリスク管理に関する基本的な枠組みについては整備できているものと捉えております。

今後につきましては、本格的な導入に向け導入するＡＩの調達仕様の精査や導入のために必要となる費用を確保する予定としてございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　半年間でずいぶん取組みが進んでいるなというふうに、ちょっと今回は感じました。活用ガイドラインの素案は作成済みとのご答弁でしたが、事務作業の軽減にどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今回試しで試験導入ということで、ＡＩを使ってみております。現在の使用状況といたしましては、通知文書、問い合わせの質問への回答案の作成、また会議資料や会議の司会原稿の作成等々に使用をしております。また、国からの通知、これは国からの通知というのは非常に読み解くのに難しいものもございますが、そういったものの要約であったり、挨拶文の案の作成などにも利用できるというふうに考えておりますし、今後は文章の更正であったり、イベント等のアイデア出し、その企画案の作成といったことにも利用できるのではないかというふうに捉えているところでございます。

今申し上げましたようなことを現在は職員がゼロベースから作っております。

たとえばさまざまな会議資料を作るときも、そういったゼロベースから作るというよりは、早くアウトラインが描けるといった意味では非常に業務改善につながるのではないかというふうに捉えているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　ただいまのご答弁で、実際使ってみて、たとえば感覚的なものではございますけど、何割程度削減というか、時間的な削減ができるんだなというような感じがもしわかれば教えていただきたいと思います。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。現在試験的に使っているという段階で、なかなか何割程度ということが申し上げにくい部分がございます。また、もう既にＡＩを導入しておられる自治体のいろいろな課題ということで、出ている調査にもございましたが、この業務効率の向上や業務時間の削減といった効果を感じている一方で、この業務効果が使っている職員のアンケート等による主観での収集しかできないため、なかなかその利便性の測定が難しいということも既に導入済みの自治体の課題感として感じておられるところでございます。しかしながら私自身、使ってみた感覚で言いますと、どのくらいの時間ということにはなかなかならないんですが、先ほども申し上げましたように１から考えるよりはアウトラインを先に描いた上で、そこに対して何度も修正をかけることで、一つの文書を作成するにしても、かなり時間削減ができた効果を感じているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　導入を検討段階に入っているというご答弁でしたが、どのような機能を重視して、選択をされるのか。それについてお伺いをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。生成ＡＩは大変便利なものである一方、先ほどの町長答弁にもございましたように、やはりリスクというものもございます。リスクというところになりますと、情報漏えいのリスクであったり、著作権等の権利侵害のリスク、また情報を生成する際の誤情報を持ってきて、誤った情報でいろいろな結果を作成してしまうといったようなそういったさまざ

まなリスクがございます。我々行政で生成ＡＩを導入していく際は、やはり今述べましたようなリスクがあってはなりませんし、特に個人情報ということの漏えいということにつながってはいけないというふうに考えておりますので、導入にあたっては、個人情報の流出がしないように、そういった個人情報の部分のものが守れるそういった生成ＡＩの導入というところを特に重点を置いて考えていきたいと考えております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　導入されるのに、たとえばこういった機能と、こういったところとこういったところに活用したいんだという、そういう活用範囲といいますか、そういった部分でのお答えをいただけたらと思うんですが。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。先ほども少し触れさせていただきましたが、やはり我々行政にとって生成ＡＩを利用していくというところになれば、会議録の作成といったところは特によく使う機能でございます。またさまざまな文書作成であったり、また先ほど申し述べましたように文章の更正こういったところに利用していきたいそのように考えているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　本格導入はいつ頃を目途とされているのかわかれば教えていただきたいと思います。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　本格導入につきましては、なるべく早い段階でというふうに考えております。担当課といたしましては、来年度当初予算に上げていければいいなということで、現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　次の質問に行きます。導入には取捨選択を行う必要があるとのことでしたが、これ前回の話ですけど、優先的に取組むべきは何だというふ

うにお考えか、お尋ねをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　２点目の、優先的に取組むべきは何についてお答えいたします。
　導入における優先事項として、まず１点目に、活用ガイドラインで定める正確性や危険性などのリスクを十分理解し、使用するといった視点の周知徹底であると考えております。この点につきましては、本格導入が決定いたしましたら、できるだけ早い段階で、職員全体に研修等を通じ周知してまいります。
　２点目は、職員の要求や問いに対して、適切な応答や結果を生成するためのプロンプト、入力指示事項の作成、指示や質問方法の習熟であると考えております。この点につきましては、国や県から提供されるアドバイザー制度を活用し、職員への研修等を通じて、習熟の場を設けたいと考えております。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　先ほどから正確性や危険性などという点を非常に重視されておられるということでしたが、その庁舎内でのチェック体制というものはどのような考えをお持ちか、お伺いをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。１問目の答弁でも答弁させていただきました通り、現在この生成ＡＩ導入に向けて、マニュアルの作成、失礼いたしました。活用ガイドラインの作成を進めているところでございます。既に活用ガイドラインについては素案を作成しているところでございまして、そのガイドラインの中に遵守事項として、個人情報の入力はしない、公表している情報以外の情報資産の保護といったところについてはガイドラインにしっかりと記載をして、これについての周知徹底というところで考えているところでございます。
　庁舎内でのチェック体制というところにつきましては、今後もう少ししっかりと検討していかなければならない項目というふうに考えているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　ご答弁の中であったアドバイザー制度というのがいわゆる

前回の中でも出ました人材プールシェアの活用を検討するという話があったと思うんですが、そのことでよろしいんでしょうか。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。議員おっしゃっていただきましたようにプールシェアの人材もございますし、また総務省でもそういったデジタル人材の派遣といった制度もございます。さまざまな視点でこのより効果のある研修をしていただける講師の方を探して、そういったところを活用していきたい、そのように考えております。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　次の質問に行きます。庁舎内で専属チームの立上げを進めてはどうかについて、お伺いをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　それでは３点目の庁舎内で専属チームの立上げを進めてはどうかについてお答えいたします。
　庁舎内全体でのＡＩ活用促進に関しましては、作成済みのガイドライン素案に基づき、全庁的な啓発とルールの周知を図っていく考えでございます。ＡＩ導入のための専属チームの設置によらず、ＤＸ推進本部による既存の組織体制の中で、着実にＡＩの利活用を進め、職員の生産性向上と、住民サービスの充実につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　ＤＸ推進本部による既存の組織体制で対応するというふうにご答弁でした。確かに全体の推進役としてはそれで問題はないかというふうには思いますが、各担当課の中でも推進役としての課内リーダー的な存在、いわゆる課長というんではなくて、いわゆるＡＩに関する知識の深い方が必要ではないかというふうに思っております。そういった意味で庁舎全体としての専属チームを作ってみてはどうかというご提案でございます。各課の中にも、生成ＡＩを普段から使いこなしておられる猛者がいらっしゃるのではないかというふうに思っておりますが、お考えをお伺いいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。ご質問の件でございますが、答弁にございましたように、まずはＤＸ推進本部、世羅町デジタル化推進本部で大きな方針等については決定をしてまいりたいと考えております。なお、現在もワーキングスタッフという制度がございまして、各課からこのいろいろなパソコンのことやデジタルのことについてのワーキングスタッフ会議というのも定期的に持っているところでございまして、このワーキングスタッフを通じてもう少し仔細な詳細な部分についてはしっかりと周知を図っていく。またさまざまな意見を吸い上げていく、そういったところでワーキングスタッフの方に集まっていただくということを考えているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　やはり全体にきちんと行き届かせようとするとやっぱりその課の中でしっかりとそれを対応できる方がいるということは必要なことだというふうに思います。やはり私は今、議会広報広聴の委員長しておりますけど、我がチームの中にも１名、ＡＩの猛者がおりまして、その方に大変お世話になっております。やはりそれで、知識が足りない部分で知恵をですね、タイトル一つ出すにしてもですね、10 分、15 分かかることもあるんですよね。詰まることっていうのがしょっちゅうありまして、そういったときにヒントをいただく。それをＡＩに今はお願いをしておりまして、非常にそういった意味で、スピードアップというのを図っております。そういったことで、そういった方が１名おられるだけでも、その中がスムーズにいく部分がやっぱりあるというのは、私は実感をしております。ですから、やはり専属チームからその周知が行ったとしても、やはりその課の中にきちんとそれを受止めて、それを咀嚼してきちんと皆さんに優しくわかりやすく、やっぱりそれが苦手な人が今の段階で言えば大方です。ですからその方に、きちんとＡＩの利便性を伝えるということができる人材が課内にいる必要があるということだと思うんですよ。ですから、そこの部分をしっかり、やはり作ることが結局は早く進む、早く統一できる、ミスも少なくする。いろんな意味でそういった形が取れると思いますので是非そういった形で、進めていっていただければいいかなというふうに思っております。是非、早急に来年度に早期に取組みが進むように要望いたしまして、私の質問を終わります。
○議長（髙橋公時）　ちょっと回答の前に向谷議員すみません。発言の中で不適切な文言がありましたので、訂正していただきまして、知識が足りない部分とか

いう格好に変えていただけますか。向谷伸二議員。
〇７番（向谷伸二）　はい。失礼しました。ことばがちょっと足りませんでした。知識が足りない部分でということに訂正をさせてください。はい、失礼しました。
〇副町長（金廣隆徳）　議長。
〇議長（髙橋公時）　副町長。
〇副町長（金廣隆徳）　７番　向谷議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。この度、ＡＩに関わりましての御質問をいただきました。現在世羅町におきましては、広島県としっかりと連携をとる中で、ＡＩの非常に信頼できるものの調達というところに力点を置いて、いろいろと意見交換をさせていただいてございます。秋以降につきましては、県、ＤＸ審議官とも私２回程度協議また意見交換をさせていただいている中で、現場同士の県担当課と町の担当課でしっかりと連携をとるという形で進めてきておるところでございます。
　ご示唆いただきますように、ＡＩは非常に優れたものであります。しかしながら、全てを掌握し、全ての人間性を高めるということにはなかなかつながらないところもございます。イレギュラーと最後のアイデア、人を惹きつける、そういった展開については、最後は人間の勝負だとそのようなところもございます。そういった中で、いわゆる生産性の向上、これについては会議録のおこし等ですね、時短に供するもの、そしてサービスの充実につきましては、ＡＩによるアイデア出し等含める中で、その結果をさらに一つの規定において、そこを起点としてさらに加速させる人間の知恵を持ってよりよい　施策、アイデア出しができるものと志しているところでもございます。
　今後の進め方につきましては、最後は人というところはございますけれども、そこに至るまでの省略化、ツールとしての導入をしっかりと進めてまいりたいと思ってございます。ＡＩと人間とのハイブリッドによりまして、その成果がしっかりと上がるようにＤＸの推進本部の中で、ＣＤＯということでチーフデジタルオフィサーという形の立場が私にも与えられておるところでもございます。関係機関としっかりその導入と先鞭を導きながら、議員ご指摘のように各職場で、それを使いこなす方々を見出していくといったところを含めまして、今後しっかりと取組みたいと存じます。以上でございます。
〇議長（髙橋公時）　以上で、７番　向谷伸二議員の一般質問を終わります。
　ここで休憩といたします。再開は１０時１０分であります。

休　　憩　　　９時５５分

再　　開　　１０時１０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に　手話言語条例およびコミュニケーション条例の制定に向けた取組みを９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　皆さんおはようございます。私の名前は松尾と申します。よろしくお願いいたします。（手話を行いながら）

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。本年 11 月、聴覚障害者のオリンピックであるデフリンピックが日本で初めて開催されました。1924 年に開催されたパリ大会から 100 周年となる記念の大会で、パラリンピックよりも長い歴史があります。陸上、バトミントン、バスケットボールなど 21 競技が実施され、金メダル 16 個、銀メダル 12 個、銅メダル 23 個を獲得して閉幕いたしました。

開催前には、キャラバンカーが大会ＰＲのため全国を巡回し、手話による交流会なども行われ、聴覚障害者や手話に関心を持っていただける良い機会となったのではないかと感じています。特に交流のために、今大会で新たに考案された選手を応援するためのサインエールをご存知でしょうか。

普通でしたら拍手しますけれども、耳の聞こえない方には気づかれません。それで、拍手は手を振ります。スタートのときにね、応援する意味で手を振って前に出して行けっていう、これがＨＡＮＤ　ＳＩＧＮでサインエールとして応援する力となっていきました。

ただ残念なのは、世羅町にろうあ協会がないためか、キャラバンカーには来てもらえず、こうした交流の場が持てなかったことには少し残念に思います。聞こえない、あるいは聞こえにくいため、日常的に手話を使うろう者は国内に少なくとも５万人から６万人いるとされています。当事者にとって手話は喜怒哀楽を自由に表現できるもので生きることそのものですと、全日本ろうあ連盟、久松事務局長も言われておりました。手話言語条例の制定については、令和５年６月の一般質問でも取上げさせていただきました。その際に、言語条例を設けることは大切であると思う。手話は言語として位置づけられていることを踏まえ、世羅町としての方針を定めたいとのご答弁をいただいております。本年６月 18 日に手話

に関する施策の推進に関する法律、いわゆる手話推進法が全会一致で成立し、6月 25 日に公布施行されました。全国で手話言語条例の制定も進んでおります。県内でも、令和５年６月に三原市が、令和７年４月に尾道市が、同じく９月に大竹市が、また広島県が９月議会で可決され、11 月から施行されております。これらを踏まえ、その後の取り組み状況を前回の質問とあわせてお伺いいたします。

初めに、手話奉仕員養成講座の実施状況と手話奉仕員の登録人数についてお伺いをいたします。前回の回答では、平成 30 年以降に養成講座の実施はなく、16 名が登録されていると記憶しておりますが、その後の状況をお伺いいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　松尾陽子議員の、手話言語条例およびコミュニケーション条例の制定に向けた取組みのご質問にお答えをさせていただきます。

議員最初におっしゃいましたようにデフリンピックが開催されましてですね、私もテレビを見たりして初めて、行けというのをですね、やられてるのを見させてもらいました。

日頃からさまざまな研修会等においても、また先般の 20 周年記念事業等においてもですね、手話の皆様方に本当にお世話になっている状況もございます。併せて要約筆記も一緒にですね、やっていただいてるということで、さまざまな研修会では本当お世話になっています。

先般東京出張が多かったんですけれども、駅においてちょうどデフリンピックの時期もあってですね、手話で皆さんでお話をされている状況もですね、至るところで見たわけでございます。やはり私どもも、もっともっとしっかり学ばなくてはいけないなというふうに思ってますし、今ちょっと担当課長からというかですね、福祉課長からできたら年始の挨拶は手話で少しでもやりなさいと言われましたので、今から一生懸命指導いただけるものと思っております。

まず１問目の手話奉仕員養成講座の実施状況と手話奉仕員の登録人数についてのご質問にお答えをさせていただきます。本町におきます手話奉仕員養成研修につきましては、平成 29 年度より世羅町社会福祉協議会へ事業委託して実施しております。私もその場に行かしていただいてですね、スタート式お邪魔したわけでございます。令和６年度は入門課程の養成研修を全 18 回行い、24 名の方が受講されました。

令和７年度本年については、基礎課程の養成研修を全 20 回行い、14 名の方が受講されておられます。手話奉仕員の人数につきましては、令和７年 11 月末時

点では26名の方が登録されておられます。私から以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　令和６年度は入門課程の養成研修を全18回行い、24名の方が受講され、令和７年度は基礎課程の養成研修を全20回行い、14名の方が受講されたとご答弁がありました。
　この入門課程と基礎課程の二つの受講をしたら、修了証が交付されるということかと思いますが、修了証の交付は何名にされたのでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　先月末に今年の基礎課程が終了いたしまして15名のうち14名の方が登録をされておられます。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　それで令和７年11月末時点で26名が登録をされているというふうにご答弁がございました。ということはですね、これまで16名というふうにご答弁いただいてたと思うんですが、その16名に加えて10名増えたという認識でよろしいでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　お答えいたします。これまでの登録者の方で、転出をされた方等いらっしゃいますので、現時点では26名の方が登録をされておられます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　ということは異動があったりしているけれども、10名以上が増えたという形になっているわけですね。はい、わかりました。
　手話奉仕員になるためには、その世羅町での研修を修了した後で、恐らく広島県の研修を受ける必要があったかと思うんですが、この点間違いないでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　世羅町の手話奉仕員の養成研修を受けられましたら、県の手話通訳者養成研修が受講できまして、これは厚労省が認定します手話通訳

士のほうの養成研修を受けることができます。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　だから、手話通訳士の研修という形になるということなんですね。ですからこうした会議ですとか、講演会とかそういったものの通訳をしていただける、そういう資格を得ることができる研修になるということでよろしいですか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　手話奉仕員養成研修を受けて、県の養成研修を受けていただければ、世羅町におきましてもさまざまな場面で手話通訳士としてご活躍いただけるというふうになっております。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　それではこの登録されている 26 名のうちで、広島県のこの通訳士になるための研修というのを受けられた方がどのぐらいいらっしゃるんでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　お答えいたします。今現在の登録者のうち、県の手話通訳者の養成研修を受けられておられる方の実人員については、現在のところ把握はしておりませんが、昨年までの時点では、世羅町におきましては手話通訳者の方が１名いらっしゃいました。この春、転出をされまして、現在この方はいらっしゃらないという状況でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　奉仕員としての活動もあるのでそれも十分だとは思うんですが、もしステップアップされてですね、手話通訳者としての研修を受けていただいて、そういう形での活動していただけると、もっともっとこの手話の範囲が広がっていくんではないかなというふうに思います。私が参加させていただいたサークルの中でも、次は受けようねって言われていらっしゃる方がいらっしゃいましたので、やっぱりそうしたブッシュも必要なのかなというふうに思います。
　では、その次の質問に移ります。手話奉仕員のフォローアップ講座についてお

伺いをいたします。実施をされていなかったフォローアップ講座の実施は、この期間であったのでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　２点目の手話奉仕員のフォローアップ講座はのご質問にお答えいたします。手話奉仕員のフォローアップ研修につきましては、平成31年度と令和２年度に実施しておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い実施ができておりません。今後は委託先の世羅町社会福祉協議会や専任講師と相談しながら、手話奉仕員へのフォローアップ研修の充実に努めてまいります。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　手話奉仕員のフォローアップ研修については平成 31 年と令和２年度に実施したとご答弁がございました。前回のご答弁で記憶にまちがいがなかったとすると、令和元年に実施されて以降ずっと２，３，４と実施していないというご答弁だったというふうに記憶をしているんですけれども、令和２年度にも実施がされていたということでよろしいでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　お答えいたします。実績を確認したところ、令和２年度にも、委託事業として実施ができております。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　了解いたしました。今後は社会福祉協議会や専任講師と相談しながら、充実に努めるというご答弁がございました。今年度のフォローアップ講座の予定はあるんでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　本年度の委託事業におきましては、基礎講座の開催について実施してまいりましたので、フォローアップ研修については予定はしておりません。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　それでは、来年度、実施の予定はございますか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　来年度につきましては、この後ご答弁させていただく予定ではございますけど、来年度は条例の制定を予定しておりますが、その中の事業の一環といたしまして、初心者対象の手話講座、また手話奉仕員を対象としたフォローアップ講座を開催予定でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　ちょっと早走りをしてしまいました。それでは次の質問に移らせていただきます。手話言語条例制定に向けての取組みについてお伺いをいたします。生まれつき聞こえない、聞こえにくい人にとって、筆談は外国語であり、手話は母国語なのだというお話を以前にもさせていただきました。さまざまな講演会ではご努力いただいて、要約筆記があることが多くなってきましたが、手話通訳がある講演会は限られているのが現状です。ろうあ協会が存在しない世羅町にあっては、手話言語条例の制定は必要不可欠であると考えます。これからどう取組んでいかれるのか、お伺いをいたします。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　それでは３点目の手話言語条例制定に向けての取組みはについてお答えをいたします。
　本町では、世羅町第３次障害者基本計画において、地域がつながり、自立を支え合い、誰もが安心して住み続けられる世羅のまちづくりを基本理念とし、全ての障害者が安心して暮らすことができる施策として、障害の特性に配慮した情報提供とともに、コミュニケーション支援の充実を図る施策に取組むこととしております。聴覚障害の方へ配慮した環境の整備は、全ての人が互いに人格を尊重し支え合いながら生きる地域共生社会の実現に向けた大変重要な取組みでございます。福祉課といたしましては、本年度中の手話言語条例の制定に向けて、現在、世羅町自立支援協議会や家族会、手話サークルなどの関係団体へのヒアリングを進めているところでございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　本年度中の手話言語条例の制定に向けて、関係団体へのヒ

アリングを進めているとの大変嬉しいご答弁がございました。確認の意味で、今一度改めてお聞きいたします。本年度中に制定をさせるということでよろしいでしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　はい、本年度中の制定に向けて、現在スケジュールを組んで進めております。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　それでは１日も早い手話言語条例の制定を要望して、この項目の質問を終わります。

○議長（髙橋公時）　次に、食品ロス削減に向けて住民活動の推進を、９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　環境省が今年６月に発表した令和５年度の食品ロス、まだ食べられるのに廃棄される食品は約 464 万ｔと推定されています。国民１人当たりに換算すると、毎日お茶碗一杯分のご飯、食料を捨てていることになります。このうち、食品関連事業者からが約 231 万ｔ、家庭からが約 233 万ｔです。意外に、家庭での食品ロスが多いことに驚きました。
　大切な資源の有効活用や、環境負荷への配慮から、地域における食品ロスの取組みは大変重要であると思います。この食品ロス削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄において直接的に生じる環境への影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階でのエネルギーの消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民活動の推進は非常に重要であると思います。
　初めに、食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開についてお伺いをいたします。飲食店や小売店で閉店間際に残ってしまった料理や総菜などを消費者とマッチングさせるサービスなど、いわゆるフードシェアリングの展開を支援することも、有意義と思いますが、町長の見解をお伺いいたします。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　松尾議員の２問目、食品ロス削減に向けて住民活動の推進を、のご質問にお答えいたします。

まず、議員からありましたように、廃棄される食品ロス結構あるということでございます。もったいないということばが世界共通というかですね、世界でも使われているということがニュースでもありました。テレビで、漫画でありましたね、お残しは許しませんというようなね、発言も、発言と言うかテレビでもありまして、できるだけ残さないように食べるというのが、そういった精神を持たなくちゃいけないなというふうに思ってるんですけれども、今、初めに食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開についてのご質問をいただいたところでございますので、お答えいたします。

食品ロス削減につきましては、町といたしましても重要な課題と認識しているところでございます。そのため、令和６年に策定をいたしました世羅町一般廃棄物処理基本計画の中で、食品ロス削減に向けて、飲食、旅館業や小売業の事業者への啓発活動を行政の取組みとして掲げているところでございます。

議員ご指摘のフードシェアリングにつきましては、町といたしましても、有意義な取組みと認識しております。現在広島県におきまして、店舗での売れ残りと、そのままで廃棄されてしまう食品と、購入希望者とのマッチングを行います。アプリＴＡＢＥＴＥです。食べてと言いますけれども、その普及に向けて取組みを始められております。県内においてはまだまだ登録店舗数が少なく、残念ながら町内の登録店舗はございませんので、町内の登録店舗の確保および拡大に向けて、県と連携をして取組みを進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　このＴＡＢＥＴＥのアプリは、全国展開されているものというふうに思います。広島でのアプリっていうのは実証実験という形でスタートしているかと思いますが、近年ではコンビニなどでも値引きをして販売するといった対応をとられていますので、大変難しい面もあるかとは思いますが、是非とも、広島県と連携をして、町内の店舗にも登録にご参加いただけるような取組みの推進をお願いしておきたいというふうに思います。それでは次の質問に移ります。

在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大、フードバンク、フードドライブについてお伺いをいたします。食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、子供食堂や福祉施設などへ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられる

にも関わらず廃棄されてしまう食品。いわゆる食品ロスを削減するためにはとても有効です。また、各家庭て使いきれていない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや地域の福祉施設、団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も注目をされています。子供食堂、フードバンクなどへ地元の事業者などからの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ、未利用食品の寄付運動などの活用で、もったいないとおすそ分けの好循環を作り、食品ロス削減と共生社会の構築への取組みを積極的に進めることも重要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　在庫商品や未利用食品の寄付の普及拡大、フードバンク、フードドライブはのご質問にお答えをいたします。

町内では令和２年度より、世羅町社会福祉協議会において、フードバンク事業が実施されておられます。このフードバンク事業は、地域の皆様や企業から寄贈された食品を必要とされる方へ提供する活動でございます。

町では、世羅町保健福祉センター内へボックスを設け、食品の提供を受付けております。また町内には、民間の団体のご協力のもと、世羅高校と共同で、令和５年度から年２回程度開催されている子供食堂がございます。町内の企業や飲食店と提携され、世羅高校の農業経営科の野菜の活用や、協力者から寄付をいただいた食材などで調理され、大変美味しい料理をご提供いただいております。

ボランティアで世羅高校の生徒が多数参加され、大変ありがたい取組みであると考えております。今後におきましても、フードバンク事業や子供食堂の充実が図られるよう、関係団体等との連携を密にしながら、住民周知等に努めてまいりたいと存じます。

９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　私もフードバンク事業というものを、社会福祉協議会で展開をされているということは承知をしておりますけれども、受けるほう、それからまた提供するほう、どちらも周知が必要かというふうに思います。この周知の方法はどういった形でされているのか。お答えいただきたいと思います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　周知の方法についてお答えいたします。世羅町社会

福祉協議会では、フードバンク事業へご協力くださいというチラシの配布や、広報誌等での周知に努めておられます。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　私もそのチラシも見ましたし、広報なんかでも拝見をさせていただいておりますけれども、なかなか集まりにくいのが現状ではないのかなというふうに思います。やっぱり周知の仕方、また徹底というものがどこまで浸透できるかっていうのがこのフードバンク事業の根っこの部分になるのかなというふうにも思います。
　保健福祉センター内にボックスを設け、食品の提供を受付けているというふうにご答弁が先ほどございました。社会福祉協議会へ直接持ち込まれるケースもあるかというふうにも思いますけれども、保健福祉センターへボックスがある。その保健福祉センター以外に、ボックスの設置というものはしてありますでしょうか。その点についてお伺いいたします。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　公共施設におきますボックスの設置につきましては、現在のところ世羅町保健福祉センター内のみの把握となっております。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　そうですね、やっぱりボックスの数を増やすことは、フードバンクに提供していただけるものの数が増えるということにつながっていくというふうに思うんですけれども、改めてタウンセンターであるとか、またそういった場所にですね、ボックスを置いていただくということは可能でしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　せらにし支所、せらにしタウンセンターにおきましては、世羅町社会福祉協議会のせらにし支所があるものでございますから、直接そちらへの持ち込みが可能というふうにお聞きをしております。にしましてもさまざまな公共施設におきましてボックスの設置につきましては、今後検討してまいりたいと考えます。
○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　そのフードバンクについてちょっと質問させていただきたいと思いますけれども、このフードバンクに持ち込めるもの、どういったものがあるのかっていうのは、案外皆さんご存知ないのではないかというふうに思うんですね。チラシなどにはそのことについてはこういったものを持ってきてくださいねということが書いてあるんですが、割と見逃していらっしゃるのではないかというふうに思っております。改めてこの場でどういったものなら、持ち込んでもいいのかということをご説明いただけますか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　フードバンク事業への持込みの食品についてお答えいたします。フードバンクは、ご家庭で食べきれない食料品をご寄附いただくものでございますので、世羅町社会福祉協議会で受付けているものの代表的な食料品につきましては未開封で賞味期限が概ね２か月以上あるもの、常温保存が可能なものということで、生鮮食品は受け付けておりません。
　例を挙げますと、麺類、お米、缶詰・瓶詰等の保存食品、インスタント食品、菓子類、飲料品、調味料等でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　そのフードバンクに置いてあるものを、使わせていただきたい。いただきたいというふうに思った場合には、どういった手続きが必要でしょうか。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　フードバンク事業の利用の手続きについてお答えをいたします。とりわけこういった方にというふうな規定はございませんけれども、何らかの事情で、生活困窮や、また貸付相談など日々社会福祉協議会の事業やご相談窓口をご利用の方、また福祉課へさまざまなご相談等にお越しの方に、世羅町社会福祉協議会のフードバンク事業のご案内をしております。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　私も社会福祉協議会のほうに、生活困窮者の方がいらっし

ゃってですね、いろんなご相談を受けまして、直接社協のほうにご相談してみてくださいっていうことでそこでフードバンクのことを教えていただいて、たくさんもらって帰って助かりましたっていうことを言っていただいたことがございました。結局窓口に行かないとわからないっていう方がね、多分多いのではないかというふうに思うんですね。改めてそういった意味でも周知についてはしっかりとご検討いただきたいというふうに思います。

では次の質問に移らせていただきます。３番目、コミュニティフリッジ公共冷蔵庫の設置支援についてお伺いをいたします。コミュニティフリッジ公共冷蔵庫とは、企業、商店などから提供された食料品などを地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時、必要とされる住民や、団体などに提供するものです。岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは、食料品、日用品を提供くださる方を、フードプレゼンター、食品をプレゼントしてくださる方として登録していただき、たとえば、いただいたお中元やお歳暮の調味料や加工品、洗剤などや、多めに買っておいた缶詰、たくさんいただいたお米など、コミュニティフリッジを通じて必要とされる方にお渡しされています。また、岡山市内の登録店舗で購入した食料品、日用品をすぐ寄付できるボックスに入れていただくことで、支援を必要とする住民に提供できるフードギフトという仕組みもあるそうです。例えば、４つ入りのプリンを買ったけど、２つしか食べない、２つしかいらないっていう、そういう場合には、残りの２つをこのボックスに、レジで精算をした後ですね、フードギフトのボックスに入れることにより、気軽にコミュニティフリッジへ寄付ができるという、そういうシステムになっているようです。企業、商店などから提供された食料、公共冷蔵庫の設置や運営などへの支援制度を整備し、食の支援が必要とされる地域住民を支える社会環境を整えることは大変重要であるというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは、コミュニティフリッジ地域公共冷蔵庫の設置支援はのご質問にお答えいたします。

コミュニティフリッジとは地域で使う冷蔵庫という意味で、2012年にドイツの団体が環境保護、食品ロス解消を目的に始めた取組みでございます。飲食店やスーパーなど、余剰商品を公共の冷蔵庫に入れ、必要な人が受取れる仕組みとなっております。

県内では現在のところ、コミュニティフリッジの設置はございませんが、日本

で初めてコミュニティフリッジに取組んだ団体が、先ほど議員申されたように岡山県にございます。この団体のシステムは、人目を気にせず利用できるよう、ショッピングセンターの立体駐車場の奥に提供場所が設置されており、利用者は、児童扶養手当や就学援助などの受給資格がある方など、さまざまな事情によって、生活に困窮している方に限定されておられます。

まずは世羅町におきましては、フードバンク事業の活性化に努めるとともに、社会情勢経済情勢、住民のニーズなどの変化の把握に努めるとともに、行政としてどのような支援や環境整備が図れるのか、先進事例などを参考に調査研究を進めてまいりたいと存じます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　コミュニティフリッジとはちょっと違うんですけれども、神石高原町がフードバンク事業の一環としてですね、豊松と４か所に今、フードバンクがあってですね、ちょっと離れたところにあるフードバンクについては、その冷凍庫、冷蔵庫を設置をされておりまして、その中でフードバンク事業として活用されているというふうにお伺いをしたところでございます。ちょっとコミュニティフリッジとはちょっと意味合いがちょっと違ってはくるんですけれども、世羅町でもこういった公共の冷蔵庫で品物を保管をして、少し長く提供できる期間ができるのではないかなというふうな考えもありますが、その点についてはいかがでしょう。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは公共施設の冷蔵庫の利用についてのご質問にお答えをいたします。

世羅町における公共施設の冷蔵庫のまず把握に努めたいと存じますが、これまでも社会福祉協議会を初めとする関係機関と連携して、こういった事業に取組んでおりますけれども、この関心度というものは、地域の助け合いを促進する一つの有効な手段として、今企業や自治体に限らず、さまざまなところで関心を広めております。

今後におきましては、地域の公共施設の御利用される地域団体等との協議も必要かと存じますので、設置の可能性につきましては、情報共有を進めていきたいと存じます。以上でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　しっかりと情報共有していただいて、できる形で進めていただければなというふうに思います。先ほどのご答弁の中で、フードバンク事業の活性化に努めるとともにという答弁がございました。この活性化に対する具体的な施策は何かお持ちでしょうか。答えられる範囲で。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　フードバンク事業の取組みの活性化につきましては、現在、社会福祉協議会を主体に取組みを進めていただいておりますけれども、またこれも民間企業等へのアプローチも含めて行政としてもしっかりと連携した取組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　今答弁にありましたようにしっかりと連携をしていただいて、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問に移りたいというふうに思いますけれども、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用についてお伺いをいたします。日本の市場で一般的に流通している農産物は、主に出荷規格のＡ等級と、それからＢ等級です。それ以外のものは、たとえ規格内であっても、出荷の手間がかかりすぎる。手間に対して収益が見合わない。消費者が敬遠するため、採算が合わないといった理由で出荷されるケースは少ないように思います。近年では、不揃い野菜として売られることも増えてきたようでありますが、まだまだ少ないのではないでしょうか。食に関わる事業者と野菜などの生産者の連携を促し、色や形における規格品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などへの支援を積極的に推進するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　それでは商品開発などの面から、商工観光課よりお答えをさせていただきます。

ご質問の冒頭で、議員ご指摘されていますように、消費者主観によります商品購入の実情によりまして、規格外商品がロス食材となる情勢は否めないところがございます。しかしながら、世羅町では早くから、その素材そのものを生かした

加工品として、漬物やジュース、ジャムなどに商品化が行われ、また規格外の農産物の販売という面におきましては、産直市が大きく貢献されたものと捉えているところでございます。

こうしたもったいないよう価値ある商品に変えることで、地域資源の有効活用、そして、販売収入の増加によります事業の安定へとつなげていくことが重要と考えておるところでございます。

環境負荷軽減の観点からも、農産物などが有効活用されるように、生産者と事業者の連携に取り組んでまいりたいと存じております。以上でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　世羅町の場合は早くから、加工品へと転換をするという形で進められてきたというふうにご説明、ご答弁いただきましたけれども、６次産業の中でやっぱり商品開発っていう部分が重要になってくるのかなというふうに思うんですけども、先日香遊ランドの中にですね、６次産業の加工を研究するというか、試作する場所があるというのを初めて知りまして、申し訳ない議員をもう１期やっていてそのことを知らなかったんですけども、そういうものがあるということで、そういったものを活用して新商品を研究して作るとか、また世羅高生がいろんなものを試作して作ったりしてくれておりますけれども、そうした新商品の開発に向けた支援というのはどの程度できているんでしょうか。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　新商品の開発への支援ということで、世羅町におきましては全国に先駆けて、６次産業化に取組んでまいったところでございまして、また実際の活動につきましては６次産業ネットワークで取組みを進められております。またそちらの事業に関する支援、費用的な面もそうですし、従来からですね、加工所の設置とか、そういったところでも支援をしてまいってきたところでございます。

また会員相互のですね、いろんな情報、また共同開発ということで、ネットワークのほうで取組んでおられるところでございますので、しっかりそういった活動をですね、サポートしていきたいと思っておりますし、また世羅高校も６次産業ネットワークのほうにですね、加入していただいてるというのは非常に有意義なことだろうというふうに思っております。以上でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　そうした支援もしっかりしていただきながら、食品ロスへつなげていただきたいというふうに思います。冒頭でも申し上げましたが、企業はかなり努力をしていただいてですね、食品ロスを削減をしてくださっておりますけれども、まだまだ家庭での食品ロスの削減部分というのが進んでいないのかなというふうに私自身、印象を受けております。
　なかなか我が家庭でもですね、物をたくさん作りすぎて余ってしまって、何日も何日も同じものを食べてくれないものですから、ついには廃棄という形になってしまったりということも、実際自分の家の中でもありますし、たくさん買いすぎて冷蔵庫の中で野菜を腐らせてしまったりとか、そういったこともあるのではないかというふうにも思います。ですから、家庭での食品ロス削減に向けて取組みも今後しっかりと考えながら、その啓発というものもやっていく必要があるのかなというふうにも個人的には考えています。
　また、買いすぎない、買ったものはきちんと全部綺麗に残さず食べるとか、そういうごくごく当たり前のことではありますが、そういった取組みもしっかりと推進をしながら、家庭での食品ロスの削減にもしっかりとつなげていきたいと思いますので、どうか世羅町としても、この食品ロス削減に向けての取組みをしっかりと推進していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　議員おっしゃられますようにですね、やはり家庭での食品ロスというのも、なかなか気づかない部分もあろうかと思います。実際買い物をする人間と作る人間とが違う場合もありますし、実際何買っているのかわからないという状況も、私ども家庭ではそうなっていますけれども、実際買い物機会が少ない、周辺部の方々にとってはやはり長期保存できるものもですね、たくさんいっぺんに購入されることはたくさんあろうかと思います。しかしながら、しっかり見直していただくような啓発活動をしていかなければならないと思います。やはりやっぱり家庭菜園等で作られる場合もですね、かなり大量に苗とか種を買ってですね、ちょっと作りすぎて、一遍には今、白菜とかというのは結構どんどんと出てきますけど昔は漬物なんかにして長期保存できるような形もしてました。毎日鍋ばっかり食べるのもつらいんですけれども、いろいろとですね、そういった使い道の方も工夫しながらということになろうかと思います。それとまたご近所づきあいの中でですね、そういったできたものの交換とかいろいろされて

いるようなこともあります。あとまた大きい視野で考えますと、バイオマスの産業都市構想をやってございます。そういった食品の、今度は次のリサイクル等へもつなげるようなですね、流れも必要なのかなというふうに思っています。なかなかこれは一遍にできることではございませんけれども、飼料への提供であったりさまざまなところでですね、工夫して、食品ロスのない形をですね、今後とも町としても研究し、築き上げていければと考えておるところでございます。以上です。

○議長（髙橋公時）　以上で、９番　松尾陽子議員の一般質問を終わります。

次に　人事施策見直しの取り組み状況は　２番　佐倉悠希議員。

○２番(佐倉悠希)　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番(佐倉悠希)　よろしくお願いいたします。早速ですが議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。令和７年３月定例会一般質問において、職員が活躍できる環境を構築するため、次の人事施策を提案いたしました。

１　管理職の意識向上

町長をはじめ管理職の方には、職員が活躍できる環境づくりをより重視していただく。

２　職員の意向確認の定期実施

希望する部署、係長・課長への昇進希望、降格希望の有無、ジェネラリスト志向かスペシャリスト志向かなどについて、職員の意向を定期的に確認する仕組みを構築する。

３　町長とのランチ会の実施

○議長（髙橋公時）　佐倉議員、１個ずつ行ったほうがいいのではないですか。

○２番（佐倉悠希）　はい、わかりました。

○議長(髙橋公時)　１番の管理職の意識向上についてはまずご答弁いただいて、次は自席でやりましょう。

○２番（佐倉悠希）　わかりました。はい、それじゃあ、ちょっと最後のところだけ、町長はその際の答弁で仕組みをしっかり作って、導入へ向けていきたいと回答されました。ついては５つの施策、それぞれの検討状況、導入時期の見通し、現在の取組み状況をお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　佐倉議員の人事施策見直しの取組み状況についてのお答えをさせていただきます。
　要旨にございますように、先ほど申していただきましたように、令和７年３月の定例会当時はまだ人事が決まっていない状況。新たにで課長、管理職等も配置をその後したところでございます。
　私ども管理職については、定例の管理職会議、課長会議等も行う中で、さまざまな意識についても、私のほうから、また事務を所管します副町長のほうからさまざまなことについて意見を述べ、またそれぞれの課長からも現状把握をしていただいているところでございます。
　ご指摘いただきますように管理職はまちづくりの各部門の責任者として、職場を統括するだけではなく、その環境づくりにも配慮する中で、その組織である職員１人１人が個々のスキルを最大限生かせるように努めなければならないと考えておるところでございます。
現在の取組み状況といたしましては、管理職としての心得や立ち振る舞いを身につけるために、研修センターが行います。管理職研修への参加、また必要に応じて、副町長との面談も実施しております。事務環境はもとより、職場内の雰囲気作りも含めて取組むことが重要であると認識しております。職場環境を充実させることによりまして、住民サービスにも反映させていけるよう引き続き取り組んでまいります
○２番(佐倉悠希)　議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　在職中にお世話になった先輩方に対してですね、管理職の意識の向上を求めるような質問するのはですね、大変恐縮ではあるんですけれども、町の組織力向上のため敢えてお伺いします。
　先ほどのご答弁の中で管理職研修に参加されているとありましたけれども、対象となる管理者の方で未参加となっている方はいらっしゃいますでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　佐倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。この管理職研修のご質問でございますが、こちらにつきましては未参加の職員はおりません。研修センターで実施をいたします管理職の研修につきましては、まず当該年度において課長職に昇進をした課長。これをまず第１に対象として考えて

おります。ちなみにでございますが今年度につきましては３名の課長において、この管理職研修に参加をしておるところでございます。以上です。
○２番(佐倉悠希)　議長。
○２番（佐倉悠希）　未参加の方はいらっしゃらないということでしたのでもし忙しくて参加できないということがありましたら、フォローのほうも行っていただき、引き続き参加していただければと思います。では二つ目の提案についてですけれども、これ一応もう一度言ったほうがいいですか。
○議長（髙橋公時）　はい、読み上げてください。
○２番（佐倉悠希）　はい。職員の意向確認の定期実施。希望する部署、係長・課長への昇進希望、降格希望の有無、ジェネラリスト志向かスペシャリスト志向かなどについて、職員の意向を定期的に確認する仕組みを構築する。この提案についてはいかがでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは２点目の職員の意向確認の実施時期についてお答えをさせていただきます。
議員以前からもご提案をいただいてございますこの仕組みの構築につきましては包括的な仕組み作りが必要であると捉え、労使双方の合意のもと、意識調査を実施してまいりたいと考えております。
先ほどの町長答弁にもございましたが、職場環境の把握や職場に対する意識や考え方、またモチベーションの維持など、どのような考えを持って職場遂行に取り組んでいるのかを捉える機会として現在検討しているところでございます。
これは、県内市町において、既に実施をされているところがあるというふうに承知をしておりますが、先般の県主催の人事担当課長会議の中で報告されましたものを参考とし、今後の運用につきましては、労使協議を経て進めてまいりたいと考えております。また先般もですね、少し労使の中で協議をする機会がございましたが、組合のほうにも少しそういった情報を収集をしてもらえないかということでお願いをさせていただいております。しっかりとこういったところは協議を進める中で、こういった調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。
○２番(佐倉悠希)　議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　ちょっとまずことばの定義の確認なんですけれども先ほど

ご答弁の中で意向確認と意識調査と使われたんですけれども、これは何か違いがあるということでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。職員のモチベーションをおそらく佐倉議員のほうは主に言われたのかなという、たとえば昇進とか、そういったスキル向上、そういったところも含めた形で言われたのではないかなというふうに認識をしておりますが、意向確認という形で議員のほうからご質問いただきましたが、これも含めまして意識調査というのもこれも総括的に含めて、全ての範囲で、どういった内容になるかというのはこれからでございますが、意向調査、意識調査、これはどちらも含めた形での内容で検討を進めておるところでございます。以上です。
○２番（佐倉悠希）　議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）すみません、ちょっとよくわからなかった。一応違うことばとして使われているということですかね。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。違うことばという捉え方になるかとも思うんですが、意向確認ということも含めて、組織のあり方、全体を通して職員が所属する課、また職員の個人の状況、そういったことも全て含めての意向調査ということで、現在考えているところでございます。以上です。
○議長（髙橋公時）　挙手を願います。
○２番(佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　はい。３月定例会でご提案してからまもなく１年が経過しようとしています。この間、先ほど協議の機会があったということなんですけれども労使との協議の機会は何回あったのでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えいたします。協議については事務折衝も含めて４回から５回程度ございました。そうした中で、先ほど答弁もさせていただきましたが、県内でも既に実施をされているところがあるというのを、県の人事担当

課長会議の中でも情報を収集しております。そして先般も労使交渉がございましたが、その中でもこちら当局のほうからも組合のほうにお願いをさせていただきまして、県内市町で、これも市はのけて、現在世羅町を除く８つの町のほうで、実施をされておる内容についてもしあれば情報を共有していただきたいということでお願いをしております。そうした情報を元にですね、改めて労使協議の中でどういった内容で、この確認を進めていけば良いかというのは、しっかりと話をする中で先ほど議員のほうからもご指摘がありましたが１年が経ちますので、できれば今年度内に固めて、来年度には一度こういったことを確認ができればなというふうに考えているところでございます。以上です。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　これまで４、５回あったということなんですけれども、それまでに協議にですね、なぜ取り上げられなかったのかなというところを率直に感じたんですけれども、今回一般質問に議題として挙がったのでなんか慌てて労使協議したというふうにちょっと正直受けとめた部分がありまして、そう言ったではないですか。はい、わかりました。今年度中に固めて来年度中に、試行と言いますか実施していくという前向きなご答弁いただきましたので、是非進めて行っていただきたいと思います。ちょっと改めてなぜ意向確認が私が重要だと考えているかというのをお伝えさせていただきたいと思うんですけれども、やはり職員の興味やスキルというのは日々変化しているかと思います。たとえばですね、先ほどもちょっと話題には上りましたけれども、最近ＡＩ活用に興味を持っているとか、最近勉強してこんなスキルを身につけたといった情報は、通常の人事評価ルートではなかなか上がってこないのではないかなと思います。こうした情報を随時アップデートするためにも定期的な意向確認が必要だと考えております。

　またですね、今年の９月だったかと思うんですけども、教育の分野でも次期学習指導要領改訂の前段として、文科省の諮問機関が、論点整理としてまとめた内容におきまして、児童・生徒１人１人の好きや得意を伸ばす方向性が明確に示されております。野球選手のイチローもですね、好きな人にはかなわない、好きでやっている人にはかなわないというふうに言われていることがあります。成果を出すために努力というのは必要不可欠だと思うんですけれども、好きでやっている人は、努力を努力と思わないということが強みなんだと思います。まさしく好きこそものの上手なれということわざがありますけれども、そういったところ、大切かなと思います。ですので職員の好きや得意を把握していただきまして、伸

ばすことで組織活性化するには大切ではないかと思っております。このことについてちょっと改めてお伝えさせていただきまして３点目の質問、入らせていただきます。

３点目についてですが、町長とのランチ会の実施、こちら側の希望者のみということでご提案しております。意向確認を踏まえ町長と職員が直接交流できるランチ会を開催し、町長が職員１人１人の状況を直接把握する機会を増やす。これについてはいかがでしょうか。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　３問目にございます町長とのランチ会の実施、希望者のみというところでございますけれども、ランチ会の実施ですけれども、議員ご提案、食事をとりながらの直接職員と会話を交わすことで、近い距離感で意見を交換できる良い機会であると捉えております。これまで新規採用職員とのランチミーティングについては行ってきた経過がございました。コロナ禍におきまして中断しておるところでございますが、すぐにでも再開したい気持ちは私自身持っております。できることなら、職員のほうから町長と話したいんだと言ってもらえば嬉しいところではございますけれども、こればかりは入庁して間もない職員は言いづらい部分があると思いますので、希望者をまず、その中でランチミーティング開催についてやっていきたいと考えております。先般課長会議においても質問があったからと言われるかもしれませんけれども、是非ともですね、そういった、たとえば職員の同期会とかですね、同じようなサークル、また何か仲良し会といってはおかしいですけども、課の中でも何人かとかいうふうに、できれば１人１人の面談はやっぱり窮屈だと思うんで、そういったグループ会議みたいにして話ができればと思います。先般たまたま野球のチームから野球をしている職員とですね、ランチではなかったですか、ディナーミーティングをさせていただきました。普段見えない顔が見えてきました。なかなか直接話すことなかったんですけれども、すごい元気だなと、いい雰囲気でやってるなと。仕事のときは何かね、もう真面目な顔でやってますけど普段はこうやってニコニコしてですね、気軽に話ができる職員がね、たくさんいるということで嬉しく思いましたし、何かないかと言ったんですけども、いろいろ職場のことは難しいと思うんですけれども全体的に町をこういう元気にしたいというような意見もですね、してくれています。

ディナーでないと時間が取れないことがちょっと私もありまして、昼でも夜でもそれは朝でもいいんですけれども、そういった機会を今後増やしていけるよう

に努力してまいります。
○２番(佐倉悠希)　議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　一応ランチ会として提案しているところなんですけど、おっしゃる通りですね、ディナー会でも全然いいかと思います。朝食でもいいと思いますけど、ちょっと朝は大変かもしれませんけれども。１対１も１対多でも、柔軟に意見が出しやすい形というのを提案させていただきたいと思います。

そうですね、ランチ会の提案について前向きにということばを添えていただいて嬉しくは思っているんですけれども、ご答弁をお聞きする限りはちょっと新規採用職員を想定されているようにちょっと感じる部分もあるんですけれども、これは改めて私が提案しているのは新規採用職員に限っておりません。このランチ会の意義としましては先ほどの意向確認とセットであると考えておりまして、意向確認で把握した内容をもとにさらに詳細な情報をですね、また職員の熱量といいますか、思いを受けとめる機会として、このランチ会が必要なのではないかということでご提案させていただいております。希望制にすれば手は上がりにくいと思います。場合によっては年度０人ということも考えられると思いますが、ただそこで手を挙げる少人数の職員こそ、意欲の高い貴重な人材ではないかというふうに考えております。やはり人づての評価にはですね、どうしてもバイアスがかかりますので、町長自らが意欲ある職員の生の声を直接聞いて、その個性とか、得意分野を知る機会を作っていただきたいと考えております。では続きまして４つ目のご提案についてです。

他自治体は独自の人事施策の調査・研究。他自治体の先進的な取組みを調査し、独自の人事施策の研究を進める。この提案についてはいかがでしょう。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、４点目、他自治体や独自の人事施策の調査研究についてお答えをさせていただきます。

他自治体の先進的な人事施策につきましては、職員が業務を行う上で、先の質疑、答弁にもありましたように、職場における環境作りや、住民サービスの向上に資するものと考えております。

前回の答弁で労使、お互いの共同作業により進めることが不可欠であり、労使間の意見交換も行いながらと、ご答弁をさせていただきましたが、現状、世羅町独自の人事施策についてはございませんが、労使協議を進める中で合併５町、こ

れ世羅町も含めておりますが、事例を参考といたしまして、新たに住民サービスにつながるものとして現在進めているところでございます。人事施策につきましては、組織の持続的運営に資するものと捉え、引き続き労使間で協議を進め、世羅町ならではの施策を見出せるよう取組んでまいります。以上でございます。

○２番(佐倉悠希)　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　今のご答弁の中で労使協議を進める中で合併５町の事例を参考にしとあったんですけれども、こちら具体的に何か参考事例があって、具体的に動いているということでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。これまだ現在協議中でございますので、大まかに申し上げますと、職員の旧姓使用でございます。これは住民の方からもですね、少し要望がありまして、婚姻等でたとえば女性の職員が名前が変わったときに、対象者の方に名前が変わったことが理解をされづらいなどの状況がございます。そういったことも踏まえてですね旧姓を使用してそのままご理解をいただきやすくしていくというような考えを持って今後進めていこうかなというふうに考えております。これ今、先進といたしましては安芸太田町のほうでですね、取組みをされております。そうした中で今、労使協議を進める中で、これについては進めていこうということで進めているところでございます。以上です。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）はい、わかりました。では続きまして５つ目の提案についてですけれども、これまでの４つの施策の明文化お呼び周知。人事施策を明文化し、職員に広く周知することで、制度の実効性と透明性を高める。この点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、５点目の人事施策の明文化および周知についてお答えをさせていただきます。

人事施策を明文化する目的といたしましては、行政運営を行う中で、職員と認識のずれをなくすことにより、公平性を保ち、職員の成長を促すことにあると考

えております。明文化すべき具体的なものといたしましては世羅町人材育成基本方針が現在ございます。

しかしながらこれにつきましては平成26年度以降、改定が行われていない状況でございまして、内容の精査、現状分析を踏まえて改めて改定をしていく必要があると考えております。引き続き、実効性と、透明性、これは議員ご指摘いただきましたことでございますが、そういったことを保つことを基本といたしまして、施策の明文化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　今のご答弁の中で人材育成基本方針の改定が必要との認識を示されました。私としてはですね、今の４つの提案を含めて、人事施策として明文化し、職員へ周知していただきたいと考えております。これを踏まえまして目標としていつまでに改定を行うご予定でしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。具体的な改定についてはですね、すみません、この場ではなかなかすぐにいつまでということは申し述べられませんが、先ほどもご答弁させていただきましたが、まず内容の精査、もう既に10年が経過をしてございますので、現状分析を踏まえて改定をしていく必要があるというふうに考えております。やはり10年ということになれば、かなり内容も変わってくるというふうに認識をしておりますので、こういったところをしっかりと精査をして、早い段階で改定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（髙橋公時）　以上で２番　佐倉悠希議員の一般質問を終わります。

次に　職員保護とカスタマーハラスメント対策は　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。今年も残すところわずかとなり、何かと慌ただしい時期を迎えております。加えて、寒さが厳しくなる中、インフルエンザなどの感染症も心配されております。どうか町民の皆様におかれましては、年末年始を元気にお過ごしいただくためにも、体調管理に十分ご留意いただきますよう心よりお願い申し上げ

ます。

さて質問ですが、職員保護とカスタマーハラスメント対策はであります。質問の要旨、以前の一般質問では録音機能付き電話機の導入が費用やサーバー容量の関係から部分的な導入にとどまっているとの回答がありました。しかし、職員の心身の負担軽減やカスタマーハラスメントの未然防止を考えますと、電話冒頭で録音メッセージを流す仕組みを全庁的に整備することは非常に有効な抑止策と考えております。近隣自治体でも導入が進んでおり、この点については町長も必要性を認識していると思っております。

職員が単独で電話対応を行う際、心理的負担を軽くし、抑止効果をより高めるためにも、町として全庁導入を進めることは、急がれる課題であります。サーバー容量や費用といった課題はあるものの、職員保護を優先する立場から、次期予算案への計上も含め、予算化の計画を策定し、実施する必要があると考えております。

加えて、町では長時間拘束などの事案が生じているにも関わらずカスハラに関する実態調査を実施していない点が課題となっている。町は苦情と、ハラスメントの線引きが難しいとしておりますが、ハラスメントは職員本人が受止めるのが基準となるものであり、調査を行わない現状は職員保護の観点から十分とは言い難い。さらに、長時間拘束の事案を把握しながら、対応の目安時間を設けていない点も問題であります。

東京都などの自治体では対応を終了する目安時間、長時間拘束は 30 分程度、暴言は 15 分程度が定められております。町としても、独自の基準を早期に設定し、職員へ周知していく必要があると考えております。

記録簿の作成と情報共有を行っているとの説明もありますが、その情報が再発防止や職員の健康維持にどのように活用されているのか、現状では十分示されておりません。共有にとどめるのではなく、組織として分析、改善につなげる仕組みを整えるのことが求められております。このように、町は法令上の職員保護の義務を認識し、複数対応などの一定の措置はとっているものの、実態調査、具体的な基準の策定、録音機能付き電話機の全庁導入といった実効性のある対策は、なお遅れが見られます。

一方、公務員採用市場は年々厳しくなっており、職員を守る姿勢を示すことは、優秀な人材の確保に直結いたします。カスハラ対策は、町の将来を支える人材確保の面から見ても、重要な投資と捉えるべきであります。またもう一つ、見過ごせない点は、今おられる優秀な職員の離職をどう防ぐのかという問題があります。

既に長時間拘束や威圧的言動による負担が生じている中で、実態調査も基準作りも進んでいない状況は職員の心身に影響を与えかねず、離職につながる恐れがあります。

職員の離職は組織力の低下、住民サービスの低下、採用育成コストの増大といった町政全体への大きな損失となる可能性があります。対策を先送りすれば、優秀な職員を失い、行政運営にも支障をきたすことは懸念されるところでございます。こうした状況を踏まえ、町は今後どのように職員を守り、人材の流出を防ぎ、どの時期にどのようなカスハラ対策を進めていくのか、町長の明確な方針を伺いたいと思います。

（１）録音メッセージ機能付き電話機の全庁導入について、サーバー容量や費用

を理由に導入が先送りされている現状を踏まえ、いつまでに導入計画を策定するのか、また、次期予算に計上し確実に実行する意思はあるのか、その有無と実行時期を明確にご答弁ください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　上本議員の職員保護とカスタマーハラスメントへの対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まずこのカスタマーハラスメントでございますけれども、先般来、労働組合との話し合いの中でも議題として上がってまいりました。現状、職員を守るという立場にある管理職、先ほど来ありますように、やはり職員についてそういう悩みがたくさんあるところを早く承知をする中で早く電話を替わるとか、対応に管理職がしっかり気づいて、その対応を替わるとかいうこともあろうかと思います。他の自治体では長時間拘束による損害賠償を求められたというニュースもありました。こういったことにならないように早い段階で、私どももしっかり対処していかねばなりません。しかしながら現状、カスハラと思えるような事案は結構あります。

たとえば職員に対して暴言があったり、何度も何度も同じことを繰り返して意見を述べたり、また最後には町長を出せというようなことばもこれまで何度もあったわけでございまして、実際私も電話を対応替わったことはございますけれども、職員としてはなかなか町長まで電話を持っていくというのが難しいというところがあるのかなと思いますけど、その前に担当課において課長、そして副町長なり、私にという形で、随時ですね、こういうふうに持ってきてくれているもの

と思います。でもこれは、どうにかしなくちゃいけない場合は私が直接対応させていただければと思ってます。これまでも過去において長時間私も電話を受けてまいりました。夜中でもかけて、大体最後には自宅までということはたくさんございます。でもこれは電話で喧嘩ごしに言ってもどうにもなりません。やはり直接お話する中で、これはいけないと思うことはしっかり私も駄目だといったところをお話をさせていただいている状況でございます。

録音メッセージ付きの電話機の全庁導入、このご質問を以前にもいただきました。

本庁といたしましても国のガイドラインや他自治体の取組みを参考にする中で、段階的にかつ着実に対策を強化していく必要があると考えております。録音メッセージ機能付き電話機の導入については現状では更新時期を迎えます電話機から順次整備をしていくこととしてございます。更新時期は来年度以降、順次進めることとなってございます。何はともあれ、職員の安全確保、心理的負担の軽減の観点から極めて重要な行政課題であると認識しているところでございます。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　更新時期を迎える電話機から順次進めるとのことですが、更新時期がきたほうからかえていく、そのペースで進めた場合ですね、全庁舎全部署に録音メッセージ機能付き電話機が整備されるのは、概算でいつ頃になるのでしょうか。職員の安全確保という観点から、全庁導入の完了時期をお示しください。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。明確な時期についてはこれは更新の頻度、更新によりますので、なかなかちょっと申し上げにくいというところではございます。しかしながら、先ほども町長答弁にございましたがこちらにつきましても、なかなか一度に変えるのは難しいということで更新時期を迎えたものについては順次進めてまいるということでご答弁をさせていただいたものでございます。来年度以降、順次更新時期が来るものについては、適宜交換をしてまいりたいというふうに考えており、できるだけ早い時期に全ての職場で対応できるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　来年度以降、順次進めるという方針でございますか。
　それでは来年度予算に具体的な整備費用が計上されるという理解でよろしいでしょうか。またですね、導入は最前線で働く方というか、前回質問させていただいたときに、この機能が入っているのは課長さんの電話だけだということがありました。最前線電話を取って話をされるところから変えていかれるということがあるのかどうかをお聞かせください。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。こちらにつきましてはそれぞれの課ごとに更新になっていくのではないかという認識をしておりますので、人に対してではなくて課でそういったことの更新になっていくのではないかというふうに認識をしております。以上です。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　電話を受け取る方、最初に。課長さんは多分最初に取ってないと思いますが、その前線でやられてる方から変えていっていただけるということでよろしいでしょうか。
○議長（髙橋公時）　上本議員、さんはつけないようにしてください。課長で大丈夫ですから。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。できるだけその課の要望に応えてまいりたいというところはございますが、そちらにつきましても更新時期を迎えるところについてはしっかりと担当課と協議をしまして進めてまいりたいと思っております。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　最前線で働く方から変えていっていただければと思います。では次にまいります。
　カスハラ実態調査の実施について、長時間拘束等の事案を把握していながら、調査を行っていない理由を改めて伺うとともに、早急に実態調査を実施する考えはあるのか、その時期と実施体制を伺います。

○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、２点目でございます。カスハラ実態調査の実施についてお答えをさせていただきます。

職員への調査につきましては、調査項目の情報収集や精査を行いまして、早急に調査を実施したいというふうに考えております。実施体制といたしましては、総務課で調査を実施し、その後の対応は、関係部署との連携や職員保護の観点から安全衛生委員会での協議対応になると想定をしております。こちらにつきましても現在もう既に動いておりますので、早急な調査を進めてまいりたいと考えております。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　以前の質問では、苦情とハラスメントの線引きが難しいということを説明されました。またハラスメントは職員本人の受止めが基準となることから、適切な調査が必要であると指摘したことがございます。

調査項目の精査を進めるとのことですが、苦情とハラスメントの線引きをより明確に整理することは可能か伺います。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。先般、職員対象のカスタマーハラスメントの研修を実施しました。対面で約 100 名の職員が研修を受けていただいたんですが、受けれてない職員におきましても、これはＹｏｕＴｕｂｅを活用しまして、何らかの理由で受けれてない職員につきましてもこの研修を受けるようにお願いをしたところでございます。

この研修の中身が今、先ほど上本議員がご指摘をいただいた内容をかなり詳しく説明があって、どういったところがカスタマーハラスメントであって、どういったものが対象。またどういった対応をしていけば良いかというかなり職員としては、自分が今まで考えていたのとは、真逆のことについても指導いただいた研修であって、大変実のある研修であったというふうに職員からも声をいただいております。

こういった研修等も踏まえてですね、しっかりと職員の対応・認識、そういったものを踏まえながら、先ほどもご質疑をいただきました実態調査に向けて進めてまいりたいと考えております。以上です。

○８番（上本　剛）　職員本人が受止め方によって変わってくることもあるとは思いますので、その辺の線引きをするのは難しいと思いますが、しっかりやっていっていただきたいと思います。それでは、３番目にまいります。

長時間拘束、暴言等の対応目安時間の策定について、東京都などの先進事例を参考に、世羅町独自の具体的な基準をいつまでに定め、職員に周知するのかをお示しください。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは３点目の、長時間拘束、暴言等の対応目安時間の策定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどのご答弁にも関連をしておりますが、実態調査による実態把握を踏まえ、他の自治体での取組みも参考とする中で、職員のカスタマーハラスメントに対応する要領を取りまとめたマニュアルを策定する予定でございます。

こちらにつきましては、労使での意見交換を経て、さまざまな対応の中の一つとして対応目安時間の設定を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　大変良いことですので早めにやっていただきたいと思います。それではちょっと何点か。労使での意見交換について、具体的にいつから開始して、どの程度の頻度で、どのような形式で実施する予定なのか伺います。また、その意見交換においては、現場で実際に長時間拘束や威圧的な言動に対応している職員の声が、マニュアルや目安時間の見直しに十分反映されるよう、どのような措置を講じられるのかお伺いします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えいたします。こちらにつきましては、今年度に入って少し前になりますが、早くから取組んでおります。これは組合のほうも、職員をしっかりと守っていく立場におられますので、そういった中でいろいろと意見交換また要望を聞く中で、できるだけ早いこのマニュアルの作成、またこの後またご質問にもございますが、指針を早めに作っていかなければならないというところで、現在協議を進めているところでございます。そうした中で、職員を少しでも、そういったところから救っていくという、守っていく対策というもの

に取組んでまいりたいと考えております。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　対応の目安時間を設定する目的は、職員が長時間の対応から逃れるための明確な根拠を与えることでございまして、そして職員の心身・健康を守ることでございます。マニュアルに目安時間を超えた場合、組織的な介入があるのか、手順を具体的に盛り込む計画があるのか伺います。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えいたします。今議員ご質問いただいた件については、今後しっかりと検証していく必要があり、どういった対応をしていく時間、またそれに対する対応時間が過ぎた場合の対応ですね。そちらについてもしっかりと協議を進めていってこのマニュアルに載せていければなというふうに考えておりますが、基本的には対応する前に、「すみません、ちょっと時間がございませんので15分でお願いします。」とか、「５分でお願いします。」とかそういったような職員自身の対応というのも必要になってくるのではないかというふうに思います。こちらのほうから時間を設定をさせていただいて、お話をさせていただく。そういったことも今後の対応についてはしっかりと協議を進めてもらえればというふうに考えております。以上です。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　よろしくお願いいたします。では４番目に行きます。
　記録簿の活用と効果検証について、現行の記録簿が職員保護や再発防止にどのように活用され、どのような効果検証が行われているのか、分析体制と具体的な活用事例、改善方法を説明ください。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは４点目でございます。記録簿の活用と、効果検証についてお答えをさせていただきます。
　記録簿の活用につきましては、該当部署で作成されたものを、副町長、町長まで回覧をいたします。案件ごとに職員の対応内容について確認をし、カスタマーハラスメントに該当する事案か否かを共有することとしております。
　対応状況によりましては、未然に防ぐことができるかどうかという視点を持ち

まして、再発防止に活用しております。効果検証として基準となるものにつきましては設定をしてございません。

また、分析体制も明確に定めておりませんので、今後の対応マニュアルを定めることによりまして、リスク分析と職員保護につなげる仕組み作りに努めてまいりたいと考えております。なお記録簿の活用につきましては、議員ご指摘いただきましたように、後々言った言わないというようなこともございますので、こういったことについて引き続きこの記録簿の活用というのは重要性があるというふうに認識しております。以上です。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　記録簿を町長、副町長まで回覧する目的は、単なる事後報告ではなく町政トップとしての組織的な改善指示や対策を講じる判断材料となることだと私は考えております。回覧された後に、町長、副町長としてどのような基準で対応の確認を行い、どのような指示を関係部署に対して出しているのか。その具体的な役割とプロセスが、実際に再発防止に役立っているのかお伺いします。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　それでは、８番　上本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。この質問項目４点目の記録簿の活用、効果検証のどういった具体的などういった状況にあるのかといったご質問の上でお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のように、この記録簿、担当課長からも申し上げましたように、その発端となった要因また状況について活字として、紙媒体ではございますけれども、記録したものが、会議に付されるというところでもございます。その上で、その事象におきまして、どういう経過で起こったのか、カスタマーハラスメントという定義につきましては、受ける側の判断ということもございますけれども、その事象にあたられた相手方について誤認ということにも安易につなげることにはなりません。したがいまして、その経過を踏まえた上でそれを受け取った上で担当課長に対しまして、この後の対応について、私からですね、その指示を行うということがございます。手続きについて町側の瑕疵があったのかなかったのか、そのときと場合とやり取りについて、ことば等にも不適切な部分はなかったか、そういったところを確認をするものでございます。案件によりましては、私

がなり代わりまして、対応をさせていただくこともございます。その上で改めて説明をし、同意をまた解釈、合意をですね、得ることによりまして物事の解決につながった事例もございます。

この記録簿と内容には、私どもとまたその町民の皆様方とのやり取りが記載されることもございます。お互いに感情的な対立に至らないように、最大の留意を行いながら、物事の解決にこの記録簿を、現在のところ役立たせていただいておるところでございます。担当課長も申し上げましたように、その客観的な分析体制とマニュアルについては現在のところ持ち合わせていないところでございます。これからのしっかりとした基準を制定をし、相手方関係者に皆様方にご理解をいただいた上で、これからの判断にしっかりと反映をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　それでは５番目にまいります。

職員の離職防止と採用力強化の観点から総合的対応について。職員を守る姿勢を外部に示すことは、採用力に直結いたします。町長はいつ、どのような手順で総合的なカスハラ対策を実行するのか、明確にご答弁ください。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、５点目の職員の離職防止と、採用力強化の観点から、総合的対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町におきまして、職場におけるカスタマーハラスメントは議員ご指摘の通り、職員の安全や心理的負担に大きく影響し、離職や採用難にもつながり得る重要な課題と認識をしております。

国から示されました指針にも、事業主の責務と職員保護の強化が明記をされており、町といたしましても、これに沿った対応を進めてまいります。

まず、離職防止の観点では、先ほどご質疑いただきました実態調査を踏まえた上で対応目安時間の明確化や、窓口での掲示等を通じて、町としての対応方針を見える化し、職員が安心して対応できる環境作りに取組んでまいります。

採用力強化につきましては、職員を守る組織であることを広く示すために、職員を守るためのカスハラ対策基本方針を策定しホームページに公表するよう進めてまいります。これにより、町の姿勢を町民だけではなく、求職者にも発信できるものと考えております。

いずれの取組みも、国の指針に基づき、実態調査で得られた職員の声を丁寧に受止め、関係部署や労使との意見交換を通じて進めていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、令和７年度内に実態調査の実施と、基本方針の策定、令和８年度前半、上半期には体制整備とマニュアル化まで一体的に取組むことを目標として進めてまいります。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　前回私がカスハラに関する質問をして以来、なかなか早く取組んでいただいているのかなと、ちょっと私、喜んでおるところでございます。そのことについては感謝申し上げます。

それでは最後にお伺いいたします。答弁の中で、窓口での掲示等ということがございました。たとえばですね、過度な長時間引き留めは30分以内とすること。暴言は受付けないことというようなものを貼り付けて、しっかり見えるようにバーンと貼り付けていただくとか、その掲示を今すぐにでも検討していただきたいと思っております。また、対応に当たった職員に対して、上司の方はねぎらいや評価の言葉をかけてあげてほしいんです。そうすることで、これらは財政的な負担も全くかかりませんので、紙を貼り付けるのと、ねぎらいの言葉をかけて行くということはもう全然お金かかりません。カスハラ対策基本方針が策定されるの間でも、職員のメンタルケアとか、安全確保に資するものであります。ぜひ取り組みをお願いしたいと思っております。それで、来年度前半にはこれが確定しますので、職員の皆様が元気で明るい職場環境で働けることを期待して、この項の質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　上本議員から職員を守る上でのさまざまな取組み、特にカスタマーハラスメントについては、そういった環境作りを作らなければならないと思っております。

すぐ対応した方が、初めて対応した方からの、いうのはなかなかないんですね。それよりも長年もかなり過去から、そういった事案が残っている状況が結構あります。そういったところはなかなかすぐ解決できないような案件もあって、長期にわたるということがあります。しかしながら対応する職員の態度なり、そういった相手に寄り添うような形であったがゆえに、早くできたというところもあるし、中にはいろんな場面がある中で、行政に不満を持っておられる方です。これ

は世羅町というよりも、全国的な公務員に対しての、そういったものがあるんじゃないかと。この間もテレビで、公務員は弱い立場にあるということ。税金で働いてるんだろうというような声で、かなり大きな声を出されるというような案件も全国で展開があるということで、やはりそういったものを受けた職員においては、職場離脱にならないように、また離職しないように、そしてなおかつですね、やりがいのある職場にしていく必要があろうかと思いますので、先ほど来佐倉議員が言われるように悩み事はしっかりお互い町長も聞く中で解決に向かうように、できるだけ早めに。また中には人事異動で、異動をしたがゆえにまた長期にわたる部分もあります。かといってその職員にずっとその案件を持たせるようなわけにはいきません。やはり内部の、やはり職場をしっかり進めていくためには、適材適所に人材を配置していく必要がありますので、そういったところも含めながら、私というか、私、副町長で総務課とも連携しながらですね、職場作りをしっかりしていこうということで頑張ってまいりたいと思います。

年をこれは新年迎えますと、そういったところもまたいろいろと私どもも考えていかねばならないと思ってますし、それぞれの能力をしっかり発揮できるような取組みにですね、小さな町ですから、お互い顔の見える関係で職員ともやってございますのでそういったところをしっかり頑張っていければと思っておりますので、マニュアル云々もですけれども、それ以外のところも、私どもがしなくちゃいけないところをしっかり頑張らせていただきたいと思います。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　最後と言ったんですがちょっと抜けてるとこがありますのでちょっとお聞きします。

メンタルケアの部分とですね、紙を張り出す部分、これはお金がかかりませんので、早速していただけるのか、いただけないのかお答えください。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えいたします。答弁の部分でですね、今からでもできる対策、そして今すぐできる配慮といったところにご質問をいただいたところでございます。

所定時間の規定、またどういった行為でどうなるのか、そういったところにつきましては、やはり一方的にこちらからすぐにお出しするというのはなかなか難しいというよりも、全体的な気風を醸成させていただきながら、コストのかから

ないところから始めていくというところをですね、しっかりと受け止めて努めてまいりたいとそのように考えているところでもございます。

また、議員ご質問、またご示唆いただきましたその事象に対応した場合のメンタルケア、ねぎらいのことばといったところは、職務職階、課長、係長、主査、そういったところそれぞれに上司から、その担当者に対して、先ほどの対応のねぎらいというものは、常にかけ続けていくものであると私は認識をしております。

先ほどご指摘いただいた内容におきましても、各課長との連携の中で共有をして努めてまいることはこれからもしっかりと努めてまいりたいと思います。一点、先般、カスタマーハラスメント研修等でもご示唆いただいたんですけれども、写真の撮影はご遠慮ください、そういった一般通念上、ご遠慮いただくようなところについてはしっかりと早め早めに対応してまいりたいと思うところでもございます。本日もご質問いただきましたこの案件が全国的にも公務職場にも、一つの課題として受止められている中で、実際の機運を醸成しながら、マニュアル、基準はしかりでございますけれども、できるところから努めてまいりたいと、ご意見も頂戴してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　１項目めの上本剛議員の一般質問を終了いたします。13時から引き続き上本剛議員の一般質問を再開いたします。ここでお昼休憩といたします。再開は13時でございます。

休　　憩　１２時００分

再　　開　１３時００分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き８番　上本　剛議員の一般質問を行います。

次に　道の駅の課題と財源活用の方向性は　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　それでは質問の要旨、本町の道の駅は、国土交通省の補助金を活用して整備され、地域の情報発信拠点として、また特産品の販売を通じて町の活性化に大きく寄与しております。

しかし近年、その人気の高まりにより、駐車場や持ち込まれる農産物・加工品の販売スペースが不足している状況に加え、職員の休憩スペースの不足などもあり、早急な対応が求められる課題が生じております。

執行部においては、各種補助金の活用を検討していると伺っておりますが、道の駅の抜本的な拡張と町の財政負担の軽減を図るためには、農林水産省の補助金や交付金の活用が重要と考えております。

そこで、道の駅の拡張整備や財源確保、今後の運営体制について、町長の方針をお示しいただきたい。

（１）道の駅の別棟整備について、農林水産省系の補助金・交付金（農山漁村振興交付金など）を積極的に活用するため、検討や調査を進める考えはあるのか伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　上本議員の２問目道の駅の課題と財源活用の方向性についてのご質問にお答えをさせていただきます。現状道の駅は多くの賑わいをもたらしてくれてます。これは町全体に関わる観光振興の拠点として、さまざまな取組みを行っていただいています。現状ではインバウンドに関係することも多く取組みをいただいているわけでございまして、近年は海外からのお客様もかなり増えてきている状況にもございます。

議員お示しのいわゆる道の駅の中に産品をいろいろと出店いただいてる方々、道の駅ではですね、今弁当が結構売れておりまして、私も時々行かせていただく中で、売り場スペースもかなり広くとっていらっしゃるようでございます。また季節ごとに、ぶどうであったり野菜、果物等々も多く並んでいるところはございます。しかしながら聞くところによるとやっぱり数量については限定をされておりまして、商品の並ぶものもですね、なくなり次第補充に来られているような状況も見受けられるところでございます。

１点目、ご質問いただきました別棟の整備についてでございますけれども、農林水産省系の補助金、交付金を積極的に使ってはどうかということでございます。今のところでございますが、道の駅世羅に別棟を整備する考えは持ってございません。この大きな理由といたしましては、建物を増設し、売り場を増やしたところとしても、レジの分散等により管理が煩雑になることが挙げられます。これは実際運営いただいておる、指定管理いただいております観光協会との話の中でも、現状もうこれ以上人数増やすのは難しいというような声もいただいております。

担当課におきましても、各種補助金の活用を視野に入れて検討を進めているところでございますが、今現在整備を進めようとしているものに対する農林水産系の補助金については、現段階において対象となるものが存在してございません。

当面は内閣府の交付金活用によります駐車場の拡張を主とした内容で検討を行う、適正規模の施設整備を進めてまいりたいと考えておるところでございまして、またある程度の図案ができましたら議会のほうともいろいろ検討させていただければと思ってるとこでございます。よろしくお願い申し上げます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　レジ管理が煩雑になるという理由で別棟整備を見送られる判断をされておりますが、そこで伺います。

地域の売上拡大の機会、生産者の販路の確保、そして職員の健康と福祉に直結する労働環境の改善といった重大なメリットよりもですね、上回ると判断したその明確な根拠は一体どこにあるのか伺います。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　今の駐車場整備を中心としたもので進めるということについてのご質問ということでお答えをいたします。

これにつきましては、まず売り場面積を減らす、増やすとか、そういったところにつきましては、そもそもの道の駅世羅を設置した折に、当初の設置目的としましては、町内を周遊していただき、またインフォメーション機能を持って、来られた方にまず道の駅世羅で町内の観光情報も提供する中で、また町内にはこういう直売所、またこういういろんな観光施設、花観光施設も含めましてありますよということのまず情報提供第一義に捉え、また周遊をしていただくということを主としたコンセプトにして設置をしたものでございまして、それをしっかり堅持してまいりたいと思っておるところでございまして、道の駅に来ていただいてそこで全て済ませていただくということを主眼に置かず、しっかり設置した当初の目的を、果たしてまいりたいというところで考えておるところでございまして、ただ現在駐車スペースが非常に不足しておる。また付近で渋滞を起こしておる、そういったところをまず解消していきたいということで、駐車場整備を主眼とした整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　駐車場のことは一つも聞いておりませんがレジの管理が煩雑になると、あと地域の皆様が売上拡大とか生産の販路、販売の販路とかが増え

る、あと職員の人の健康管理等々と天秤にかけたときに、なぜレジの煩雑になるほうをとったのかということを聞いております。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　まず答弁の中で触れさせていただいておりますけれども、別棟での管理、そういったところにつきましては、現在管理していただいている観光協会とも協議をする中で、今、この整備方針を進めておるところでございます。また職員のそこで道の駅世羅で働いていただいておりますスタッフの労働環境整備につきましても、観光協会様との協議の中で、施設内にプレハブ形式でございますけれども、休憩所、そういったスペースを設けていただくということで進めておるところでございます。以上でございます。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　ちょっと聞いているところと答えがちょっと全然違うのであれですが、また後でお聞きいたします。
　もう１点ちょっとお聞きしますが、私が提案した農水省系の補助金は存在していないというふうなことを言われておりますが、道の駅世羅の別棟であれば、農山漁村振興交付金などの農水省系の補助金が活用できるはずだと私は思っております。そこで伺います。執行部は別棟の位置、用途、規模、機能分離の方法などの具体的な計画を前提に、農林水産省へ正式に事業適合性の照会を行ったのか。行ったのであれば、提示した計画内容と国からの回答を示していただきたい。行っていないのであれば、照会せずに対象となる補助金はないと答えられた理由を教えていただきたいんです。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　現在別棟の整備というものは、念頭に置いておりませんので、特にまた、直売所というところでの整備は計画しておりません。道の駅の整備につきましては、いろいろな各省庁の整備メニューがございますけれども、農林水産省系の整備のメニューにつきましては、直売所、または産直レストラン、そういったところのメニューがございますけれども、そういう産直施設を設けるということは考えておりませんので、農林水産省系のほうには照会はしておりません。以上でございます。
○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　売り場が広くなったりとかですね、することは僕はいいことだと思ってるんです。後でまた聞きますので、２番目に行きます。
　それでは２番目、人手不足を補うため、指定管理者と役割分担の見直しや運営の効率化、ＤＸの活用など、省力化に向けた運営体制の再構築も検討しているのかお聞きします。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）では２点目の人手不足を補うため、指定管理者との役割分担の見直しや運営の効率化、ＤＸの活用など、省力化に向けた運営体制の再構築も検討しているのかのご質問にお答えいたします。
　道の駅世羅におきましては、指定管理者制度により、一般社団法人世羅町観光協会を令和 10 年度まで管理者として指定しており、事業計画書に基づいて、適切な施設の運営管理を行っていただいております。
　運営の効率化につきましては、世羅町観光協会において、セミセルフレジ導入、職員の休憩スペース確保などの取組みを実施されておるところでございます。
　指定管理者制度は、管理者の自主性を最大限発揮いただくものですが、町としましては、指定管理者である世羅町観光協会へ積極的な連携を行い、道の駅世羅の更なる発展に尽力してまいります。以上でございます。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　観光協会がセルフレジの導入や休憩スペース、休憩スペースといっても、プレハブを置いてんだろうと思うんですが、確保などできる限りの効率化に取組んでおられることは理解しております。しかし、現場は売り場もバックヤードも手狭で、自主性を発揮しなくても発揮できない環境のままです。そこで伺います。自主性を最大限発揮いただくということであれば、まず町が自主性を発揮できる器を整えるのが必要だと私は考えております。だからこそ小さくても良いので、別棟を整備すべきだと考えております。その方法としては、ＤＢＯ方式を活用し、町は資金調達に特化して、施設の設計、建設、運営は観光協会が自主的に行える形にすれば、より使いやすい環境が整うはずだと考えます。町として自主性ということばを、別途整備という具体的行動で裏づける意思があるのか、それともこの狭い状況のまま、自主性だけを求め続けるのか、明確な答弁をお願いいたします。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　ＤＢＯ方式のご質問がございましたのでこの点も踏まえましてお答えをさせていただきます。

まずＤＢＯ方式につきましては、資金調達、所有権、そういったところを自治体のほうが主体となりまして、また事業内容を踏まえまして、整備につきましては民間のほうでしていただくというものでございますけれども、これやはり一定期間の管理をお願いする中で、それで運営しやすい状況をその民間のほうで活用を考えていただき、検討いただき、その上で設計、また事業と建屋を建てるなら建てると、そういったところをしていただくものでございますけれども、この度観光協会さんとも協議をする中で、建物を広げることは困難、運営上ちょっと難しい、対応できないということでの協議をした上での、今回の方針でございますので、ＤＢＯ方式を否定するものではございませんけれども、今回の整備につきましては、建屋は増築しないという方向でございます。以上でございます。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　ＤＢＯ方式を使って、お金だけは町が準備すると。施設設計、運営は観光協会さんに全て使いやすいようにやっていただくというのが良いかなと思って質問させていただきました。このまま狭い状況のまま自主性だけを求め続けて町は行くということですので残念に思います。

最後にここは人がいないからできないということだろうと思いますので、最後に、ちょっと一つ町長にお聞きしたいことがございます。人手が足りないから拡張できない。拡張して働く場を広げれないから人が離れていく。今、道の駅が直面しているこの負の連鎖は道の駅だけではなく、町全体の問題かもしれません。町長はどれほど深刻に受け止められているのでしょうか。そして、この悪循環を断ち切り、地域に人を呼び戻し、働ける環境を作るための具体的な一手をどのように講じるおつもりなのか方針をお示しください。以上で私の質問を終わります。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　確かに道の駅、時期的には混雑するところあります。お勤めいただいてる職員の方々には本当にご苦労をおかけしていると思います。行列ができるくらい人気があるというところもですね、嬉しい悲鳴ではあるんですけれども、町としてこの人件費に関わる部分は観光振興に関わるところの人件費を

町で拠出してます。それ以外道の駅として雇用されております。パート等も含めてですけれども。それについては道の駅で採用いただいておるということになります。少しいろいろと入れ替わりもあるようでございますけれども、町内のみならず、町外からもお勤めもいただいております。

実際レジ部分のところの、後は中のほうを管理している職員の方もいらっしゃいます。これは自主的に自分が持ってきて並べるというのが、そこに出店いただいてる方々のことなんですけども、やはり見栄えを良くしたり、あと管理をしなくちゃいけません。

オープンスペースになっている理由というのがですね、全体を見渡せるように、職員の方がということになってございまして、壁を、障壁を作らないやり方にされております。あと飲食の部分がですね、やはり寒い時期は外で食べるというのはいけませんので、なかなか席もですね、これ以上増やしてもいいんですけれども、なかなか追いついていない部分もあろうかと思います。メニューもいろいろとお考えいただいてですね、お客様に喜んでいただくようなものをたくさん出していただいているという状況です。

今の考え方として、トラックスペースと、自家用車スペースを分離したいというふうな考え方でおります。いわゆるトラックスペースに自家用車スペースが入ることによって駐車台数も増えます。そしてあとは歩いて行く動線ですね。この部分についても安全対策必要です。トラックがちょうどホテルの前に、止まるわけです。これ夜の部分で、もしエンジンかけてボーボーボーボーやってたらですね、ちょっと宿泊者に対してご迷惑をおかけする、そのことがあって裏の臨時駐車場もホテルにおいて、舗装も半分していただいたという状況もございます。できることならトラック部分をちょっと離れたところにきちっと並べるようにして、あとはバスが今入っております。その進入動線も含めて考える必要があろうかと思ってます。やはりお客様がきちっとその道の駅を利用いただいてトイレ利用がほとんど多いんですけれども、そういったところを含めて、やはり自家用車の部分をもっと増やしてあげるという考え方が良いのではないかと思います。

あとは道の駅の考え方あるんですけれども、どういった商品の並べ方にするかというところと含めてですね、今後煩雑な対応にならないような進め方、そして、これは一つの例ですけれども、外に簡易な屋根を作れば、そこに産直市場、オープンスペースでできます。これは外で出店される方の登録をいただく中で、季節によってですね、その出店、現状では、本当は侵入していただいたところのスペースを駐車場を外して、歩くところを今作ってますが、あそこにそういったとこ

ろを置く予定だったんですよね。しかしながらちょっとあそこでは便利が悪いということでトイレ側のほうに出店いただいたり、モニュメントのほうに出店いただいたりすることもあります。

そういったテント村とはいきませんけれども、屋根があることによって、商品を並べてお客様の動線に合わせた形で誘客する。そしたらそこに産直市の簡易なものができてくるんではないかと、そのレジはそこで完結いただく。いわゆるキッチンカー方式ですね。こういったものがいいんではないかという私の思いであるだけです。まだこれはきちっとしたものができたら議会のほうでご審議もいただきながら、あとは財源の裏づけをどこから取ってくるか。これが農水省には今のところそういう部分では対応できないというところですから国交省の予算をいろいろと探ってみたりですね、これ国交省の道の駅プロジェクト第２ステージというのが始まってて、それについて新たな取組みを一つ加えないと、補助が出ないという、そういう仕組みもありますので、そこら辺がうまくリンクするようにですね、やっていかないと、町のいわゆるお金を投資ばっかりしてですね、また今後においても、維持管理費、そういった運営費がたくさんかかることを、今から作りたくないというふうに思ってますので、いろんなご意見をいただきながら前に進めたいと思ってます。これはもちろん土地がでないとできないわけでございます。土地の所有者ともしっかりそういったところを、話をしながらですね、前向きにやる必要があろうかと思っています。以上です。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　最後と言ったんですがちょっと答弁をお願いいたします。人手が足りないから拡張できない。広げても人が離れていく。その悪循環の具体的な悪循環を断ち切るための具体的な一手をお答えください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　悪循環と言われたんですけれども、現状今、担当課において道の駅と協議を何度も重ねておりますし、そういったご意見等は私には伝わってきていません。現状道の駅を運営していただいている観光協会が、どういうふうなところでお困りいただいておるとかいうのは、いろいろとお話はいただいて、担当課において整理をしているものと思います。人手が足らないというよりもですね、確かに臨時的に来ていただく方々をですね、雇用するのが難しいのは観光協会として今、人件費をお支払いになっています。そのキャパの中でやられてい

るという状況です。これ町が全部人件費を払っているんであればですね、もっとしっかり拡張するなりのこともできるんですけども指定管理という中でやられておりますので、それがか不可能であるということになれば指定管理のいわゆる今後の計画の中に、そういったものをきちっと明記してやっていただくのが本来の契約であろうかと思ってますので、そこら辺はしっかり道の駅の内容等ももう一度把握をしていきたいと思います。実際、議員がおっしゃられるようなことが道の駅の中で起こっているのであれば、私もそこをしっかり掌握して今後に生かしていきたいと思っております。

○議長（髙橋公時）　以上で、８番　上本　剛議員の一般質問を終わります。

次に　債権管理体制の強化に向けた取組みのその後は　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　議長。

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告従い質問させていただきます。

この質問に当たるにあたってですね、意見交換会で、私のほうへ意見として出されたのは一般質問言いぱなしじゃないかと。返ってくる執行部のお答えについても検討しますということで答えっぱなしといったご意見をいただきました。ということで約以前債権管理については、質問してから２年経つわけですが、その後どうなったかといった意味合いで質問させていただきます。

項目1、債権管理体制の強化に向けた取組みのその後は。町として未収金の管理や債権の放棄免除に関するルール整備はどのように進めているか。債権管理条例の制定に向けた検討状況と今後の方針について伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　田原議員の債権管理体制の強化に向けた取組み、その後についてのご質問にお答えさせていただきます。

未収金の適正な管理は、町財政の健全性を確保する上で極めて重要であり、併せて住民の皆様への公平・公正の観点からも、計画的かつ統一的な運用が求められます。

本町におきましては、担当課ごとに未収金の発生抑制や徴収事務の改善に取組んでおりますが、町全体の債権の分類に応じた統一的なルールのもとで、債権管理を行う必要があることから、現在では、債権管理条例制定に向けた検討を進めております。検討状況といたしましては、対象とする債権の範囲の整理、時効管

理・督促・滞納整理の標準化、不納欠損や債権放棄を行う際の手続き・要件の統一化といった項目について、担当課と協議を行っているところでございます。

引き続き、債権管理の透明性と公平性を高め、未収金の縮減と財政健全化につなげるため、担当課と協議をし条例制定に向け着実に進めてまいります。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　約２年、前回質問してから、この担当課と協議しというところでこの債権管理条例制定に向けての担当課というのは、どの部署になられるんでしょうか。

○税務課長（小林英美）　議長。

○議長（髙橋公時）　税務課長。

○税務課長（小林英美）　お答えいたします。この検討につきましては、今年度、今まで２回ほど検討会議を開催しております。関係課は７課にわたります。

課につきましては、健康保険課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、財政課、それと税務課の７課によりまして、協議をさせていただいているところでございます。以上です。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　以前質問したときに、今７課、その中で債権が公債権、私債権ございます。あのとき質問してびっくりしたのは当然こちら公債権であろうと思ったものが私債権であったりしました。その後、私なりにその問題についてちょっと調べてはみたんですが。私債権については、やはり遅延損害金、要は延滞金に類するものだろうと思うんですが、そういったものが発生するのではないかと。これ他の自治体ではやはりホームページ等で、公債権、私債権のあり方、また債権管理のあり方について詳しく説明してあります。

当世羅町のほうでそういったものが説明されてるかというと、そういう住民に知らせるといった情報発信はくしくも行われてません。これ以前も予算委員会だったろうと思うんですが、そのことについて他の部署のことでも言わせてもらったんですが、当時は長期前受金か何かの話で言わせてもらったと思うんですが、やはり住民にそういった債権管理のあり方や、予算のたてりのあり方、そういったものの情報発信があって、こういった管理条例制定に向けての動きも本来であればもっと早くに動くべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう

か。
○税務課長（小林英美）　議長。
○議長（髙橋公時）　税務課長。
○税務課長（小林英美）　お答えさせていただきます。そうですね、債権につきましては、今議員もおっしゃられた通り、公債権、私債権によっても分類が多くございます。それによっては強制であったり、非強制債権であれば差し押さえだったりとか、そういったところも大変違ってまいるところでございます。そういうところも含めまして、公債権であれば延滞金、また私債権にかかるのは遅延損害金ということになりますので、そういったところも含めて今、条例の中に整備を進めているところでございます。また、先ほどもご説明させていただきましたように今、7課というふうに協議をさせていただいておりますけども、こちらの部分につきましては、全課にまたがることとなりますので、今現在全課にですね、この条例制定に向けての意見を聴取しているところでございます。そういった条例制定が整いましたら、今言われましたようにホームページ等で公開をするということも必要ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。
○11番（田原賢司）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。
○11番（田原賢司）　この債権、公債権から私債権に移った案件があるんですがそれも条例を見たときに、元々の分担金にしてたときの条例というのは、世羅町の条例のほうにまだ残っております。残っておきながら私債権のほうへ移っていたといった経緯が不明のままであるなと私自身、腑に落ちないところがあります。本来、分担金のものがなぜ私債権まで行くのかなと。その時々の総括はできてるのかなと。全てにおいて今までいろんな事象があったんですが、その起きたことに対する過去を含めた反省というのが組織としてされているのかどうか、そこが非常に疑問なんですがその点はいかがでしょうか。
○副町長（金廣隆徳）　議長。
○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　それでは11番　田原議員からのご質問にお答えをさせていただきます。この度ご質問いただきましたこの債権に扱い、そしてそれを早期に一つ、筋道を通して整理をしていくべきところを現在に2年余の時間を有している。そして速やかにこの対応を図るべき。またこれまでにたどってきた経過について一つの一定の整理を、また認識を持ちながら進めていくことの重要性を

ご質問としてお受けしているところでもございます。

答弁の中にもありましたように、この条例化に向けて現在、７課を中心に私も同席をさせていただく中で、そのご指摘いただいた内容の整理に向けて進んでいるところでございます。

私債権についても各種ございますけれども、債権発生の時代的背景、またその相手方との町の関わり方についてそれぞれいろいろな事情もあるものでございます。一色に全てをその速やかに整理をすべき、しなければならないというふうに捉えることは難しい。一定の整理の方向性を示しながら相手方と折り合いを、また整理をしていくということの内容のものもございます。そして個人情報、また交渉の経過などを公債権とし私債権、各種の債権によって、共有する情報がですね、全てを共有することが難しいといったものもございます。ご指摘いただき、またご質問の趣旨はしっかりと受止め、今後の速やかな早い段階での条例化に７課連動し、町としても各課共通認識の上で取組んでまいりたいと、そのように考えているところでもございます。いずれにしましても、相手方またこれからの債権の整理の仕方といったところ。そしてその債権がどのような経過で発生をしているのか、その部分につきましては、この７課それぞれ、またこの債権の条例化に向けて、ご指摘いただいたところはですね、過去を振り返って、いわゆる分担金が現在の状況に移行しているというところ、そういった種類のものもございます。過去の事業、行政の施策によって進めてきたところも振返りながらしっかりと認識をして進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　やはり歴史に学ぶと言いますか、過去の失敗事例から原因を突き止め、本来どうあるべきだったか、今後どうしていくべきかといったものがですね、やはり職員全体へ共有化されないとより組織は強くなっていかないものだと思います。その点を生かすためにも過去の失敗、どこに問題があったかとそういったところを深掘りし、よりそこの改善点を見いだして、より役場組織として対応していただくことを願いたいと思います。

他の自治体のホームページのほうみればですね、割と私債権に対してのことは厳しく書いてあります。いろんな権限の喪失やたとえば停止をする場合、本来町や市が持っている権限をそこで一旦停止したり、もしくは免除したりするというのは大変なことでございます。公平・公正というのを考えたときに、大変な問題であると。中には議決を議会へかけなければならないのかといったところも提起

されておりました。これは自治法のほうでも定めがあるみたいなんですが、自治法のほうでの使い勝手というのが非常に悪いところに起因しとると。そこでいろんな自治体が債権管理条例を制定して、これ条例の制定については、議会の議決を得ておりますので、これがまず重要なところになろうかと思います。それをすることによって職員のほうも、その条例をもとに全ての行為がなされるといったことになります。現状でいうとそういった裏づけがない中で、何を根拠にやられてるかというところになります。ですから、なぜ２年もかかるかという話になるわけです。これは他の自治体は、そういったことがホームページで公表され、本来どうあるべきかというのを書かれております。その中で一つあったんですが債権管理に求められるもの、一般的に債権回収はスピードが重要な要素になります。そのためには、情報の一元化など、迅速かつ効率的な債権回収に向けた体制作りが必要となり、回収困難な債権を落とすためには使い勝手の良い債権管理条例の制定が必要です。

また債権回収はいろいろな法律が入り乱れており、専門性が追求されます。そもそも本来業務が優先してしまう面があり、特に通年度分の回収業務がおろそかになりがちですので、ここは世羅町の税務課の場合は当たりませんが、専門部署を設置することも重要です。また内部で全てに対処することが難しい場合には弁護士等を通じた専門家との連携、外部委託を検討することも有意義でありますというのは、これは他の市町の実際の市のホームページ等へ載っております。他の自治体でできたことがなぜ世羅町でできないかということになりますので、迅速な対応を要望してこの質問は終わります。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えいたします。過去からの経過も踏まえより迅速にその対応をということでご示唆をいただきました。

この件につきましてはそれぞれの各課に有している公債権、私債権というものがございます。何の裏付けもなく、いろいろないわゆる納付について行っていくよりも、裏だてのある条例によってそれを進めるべき。そうすることによってどの職員が当たっても、どういった時代においても不変の扱いができる、そういったところをご示唆をいただいているというふうに私は受けとめさせていただいております。それが故に、速やかにその法整備を行う中で進めていくということが重要視、またご指摘いただく通りでございます。過去を振り返りながら、そこを反省点にと言いますか、振り返って改善点として受止めていくというところが

重要であろうかと思います。

これは今まで脈々と続けてきた各種施策を反映する中で、またその営みの中で発生しているものもございます。その部分は失敗というよりも過去の行政施策によって選択をした影響によってこういう事象が起こっているものをどのように解決をしていくかというところを過去を振り返りながら、その選択によって生じたことを、将来にまた２度とと言いますか、繰り返してはならない、そういった気持ちも踏まえながら、この条例の制定に向け、引き続き各課で連携を取り進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に、産地づくりの支援の取組み状況は　11番田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは質問の２番目に入ります。農業・農村構造の変化に対応した地域づくりと人材育成について農村地域では、人口減少・高齢化・混在化が進行し、農家数の減少や地域コミュニティの維持が課題です。農村協働力の低下が、農地管理や地域活動の継続に影響を及ぼしています。町として、地域住民の多様な参加を促す仕組みや、町としてどのように農村協働力を再構築し、多様な主体が住み続けられる地域づくりを進め高めるための支援策、過去地域ファシリテーターの育成や協働型プロジェクトの推進などについて具体的な方針を伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　田原議員の２問目、産地づくりの支援の取組状況についてご質問をいただきました。

１点目ご質問いただきました。町としてどのような、どのように農村協働力を再構築し、多様な主体が住み続けられる地域づくりを進め、高めるのかについてお答えさせていただきます。

本町の農業と農村を取り巻く環境は、かねてより地域ぐるみで行ってきた草刈水路清掃、鳥獣被害対策などの農作業が、担い手の高齢化や人材不足により、従来の形では維持が難しくなっているという深刻な課題を抱えております。これらは単なる作業量の問題にとどまらず、農地の保全、水源涵養や景観形成といった多面的機能の発揮、さらには農村コミュニティの継続に関わる重要な問題である

と認識しております。

こうした状況の中、現在、各地域において、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、集落間での連携や共同作業に取組んでいただいているところでございます。これらの制度により、活動の原資が確保されることは、今後の農村維持にとって大きな意義を有するものと考えております。

一方で、制度の活用には、協定の締結や活動計画の策定など一定の事務負担が伴い、全ての集落が同じ歩調で参加できるわけではないという現実もございます。このため、町としては、制度活用を希望される地域において、中心となる方々が、農地の保全やコミュニティの維持に前向きに取組めるよう、計画づくりや事務手続きの支援を行っているところでございます。

さらに今後は、ＤＸ化を含めた事務手続きの簡素化、集落内の話し合いを円滑に進めるための人材育成、また、地域内で担い手が不足する場合に一部作業を保管できる仕組みづくりなどについても検討を進め、地域の状況に応じた支援体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　ちょうど先週 11 月 29 日ですか、の中国新聞で農業従事者５年で 31％減と、大きい見出しでこれ第 1 面だったと思うんですが、載っておりました。前回の 20 年の調査から 31％減で、広島県の 2005 年の状態ですと 3 万 4038 人いらっしゃったのが、25 年では 1 万 5837 人半減しております。ここにもコメントで書いておられたんですが作業効率の悪い山あいの小さな農地の多い中山間地ほど、高齢化が進み、離農が進んでおると。離農の大きな原因は農業収入が得られない。得られないので、耕作放棄地が増えると。一定の規模がある農家でも去年、今年と米価が上がったんですが、これまでの累積赤字が補填されてようやく収支トントンになったというようなことが書かれておりました。

人口減少は避けて通れないものだと私自身は思っております。また、こと農業については、一定規模以上の規模がないと経営そのものが苦しゅうございます。その中で今まで地域の集落環境維持を図っておられた方々がどんどん集落からフェードアウトされておると。今は現状草刈りや水路の溝上げ等で協力が得られておるわけなんですが、今後そういった方が引退する中で現状の施策でそれが賄えるんであろうかと。ニューファーマーとか担い手とかいうことばが飛び交うわけなんですが、現状なかなかそこが難しいのではないかと思うところがございます。そうした中でより省力化する施策へ注力することも必要ではないかなと思い

ます。これ地域地域によって違うところがあるわけなんですが、我が地域でちょっとこの前、私区長やったり副区長やったりで、ずっと何か集落の中で役員を受けざるを得ない状況になってるんですが、役員を回そうとしたときにですね、集落の中で足腰が皆さん弱っておられます。その中で回覧板をどうしようかというのが、この前地域で11月の祭りの後に寄ったときに、ある住民の方から言われました。すると他の住民の方が「そう、回覧板困ってるんよね」言うて、広報は班長さんが配ってくれるんでいいんだけど、回覧板については次の家から家へ持って行かれるんですねとなってくると、途中で途切れると、その回覧板が。中にはちょっと認知症にかかっておられて、本来はＡさんからＢさんへ行かないといけないのですが、Ａさんのとこでずっと止まっているとか、Ａさんからいきなり末端のＥさんのとこまで１個飛ばしで行っちゃったとかいった状態があります。そういったものが今、集落の中で起きてく中でですね、アナログなやり方ももう通用しなくなっていると。そこを省力化する施策へ一定程度目を向けれないものなのかどうか。その点をちょっと伺いたいんですが。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。具体的に回覧板を回すのが難しくなっているという具体例も出しながら、そういった地域の状況について議員のほうからご提示いただいたところでございます。

広報誌、または回覧板の担当しております企画課といたしましても、今後は広報誌も含めて、デジタル化ということを進めていかないといけない時代が来ているというふうに感じているところではございますが、一方では特にお年を重ねられておられる方については、まだ現状、携帯電話であったり、デジタルに対するデジタルデバイド、デジタルに対するまだきちんとそれを使いこなせない方もいらっしゃるという中で、今過渡期であるこのデジタル化を推進していくのか、またはこのままのアナログの状態をそのまま維持していくのかというところのデジタル化に移行していく中の過渡期であるというふうに捉えているところでございます。

企画課といたしましては、このデジタルを活用していただく方を増やしていけるように、スマホ教室であったりということを進めている一方で、この回覧板を含めデジタル化に向けた検討を、検討といいますか、他自治体の動向を見ながら研究を進めていきたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。
○11番（田原賢司）　地域づくり、集落づくり、人が残ってくるのが理想ではあるんですが、なかなか現実、私も１集落委員としてですね、日々接する中で自問自答しております。なかなか高齢化のスピードへなかなか対処が追いついていかないと。先ほどの回覧板の問題もあるんですが、たとえば地域内で誰かお亡くなりになると、その訃報の連絡手段についても言い継ぎがもう集落でできなくなってます。じゃあ、どうしようかということで、集落内で話し合って紙に書いてですね、１軒、１軒、班長配ろうやという形でやりました。個人情報がどうだとかこうとかいう話もいろいろあったわけなんですが、一部できるところについてはそういった形での対処をしたりしております。

ただそこは一定程度お互い様というところでできるわけなんですが、集落の中で草刈りなんかも、一部の方へ現状で言えば偏っております。そうした中でですね、いろんな補助金の要綱を見ていた中で、たとえば５人以上でないといけないよとか、何人以上ですよと。自分らの集落振り返ったときに、できるもんが５人いうておるんかと。これから先にですね。そういったところが町の施策として、過疎化が進んでいる地域に対して何かできないだろうかといったところがあります。先日建設課長と一緒に出張に行ったときにですね、ちょっと話になったんですが、たまたま道路を見たときに道路の草刈り見たときに、今年からバックホウで除草されておりました。これ、一つは良い手段だなと思います。省力化していく中で道路なんかですと、極端な話バックホウでほとんどできます。そういった補助要綱を作ってくれるだけでもバックホウ本体じゃなくてもですね、そういった部分のリースに対する補助とかですね、そういったものが検討いただけないだろうかと。そういったところでちょっとこの１問目のところについては、集落のそこの支援というところで伺いたいんですが。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　お答えいたします。町ではですね、地域で草刈りをしていただく場合、草刈り作業交付金を補助しておりまして、こちらにつきましては３人以上で構成する団体というふうな規定を設けておりますが、議員おっしゃられますように、人数の厳しい場合もございますので、地域の声を汲み取る中で、人数については検討していく必要があるかなというふうに考えております。また機械による草刈り作業につきましては、人手不足の中でですね、担い手不足の中

で機械の活用というのは有用な手段であるというふうに考えておりますけども、こういったオペレーターの確保でありますとか、道路の仕様、それから作業時における安全の確保等々ですね、さまざまな問題もあるというふうに認識しておりますので、他自治体の状況等も踏まえながら、今後調査して、研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　当然町道等の安全対策は徹底して対応すべきだろうと思います。我が故郷を見たときにですね、観光シーズンは置いといて他の時期ですと、イノシシやシカのほうがどっちかにいうと多いような路線が多々ありますので、そういったところを維持管理していく面では、なかなか人間の力だけではしんどいといったところがございます。草刈りの話が来たところで、２点目に移りたいと思います。農村環境の整備と地域の魅力発信について、農村への愛着を醸成するため、美しい農村環境の維持・創出や地域資源の発信が求められていると思います。町として、田園風景の維持や、景観整備、地域文化の継承、観光資源の磨き上げなどを通じて、農村の魅力を再認識・発信する取組みについて、今後の方針を伺います。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　２点目の農村の魅力を再認識・発信する取組みについてにお答えをいたします。

農業振興の観点から申し上げますと、本町の農村風景は、畔草が綺麗に刈り揃えられた水田や日々の営農作業の積み重ねによって成り立っております。これ自体が地域の大切な魅力の一つとなっていると考えておるところでございます。しかしながら一方で先ほどから出ております人口の減少、また高齢化が進む中で、これらの景観を維持するための作業、限られた労力で効率的に進められる体制が課題となっておるところでございます。

町としましては国や県の関連事業を活用しながら、省力化や共同作業の促進を支援してまいります。併せましてこうした農村の魅力を発信し営農の営みに価値を見出していただける新たな担い手の呼び込みにも取組んでいきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　先ほどの同じ11月29日の中国新聞の紙面でですね、同じように書いておりました。企業の定年延長や長年の米価低迷が背景で、儲からない農業で田舎に帰る理由もないと。現状のままですと5年先はもっと厳しい状態になる。点だった耕作放棄地が面になってきていると。ここで一つコラムであったんですが、引き続き核として育成する大規模農業者と小規模な農業者の多様な担い手が連携した持続する生産可能な仕組みづくりが重要ではないかと。新規就農をいかに促していくかといったことが書かれておりました。

確かに世羅町の魅力は刈り揃えた畦畔、美しい田園風景にあると思います。これは今の70代の方が頑張っておられて地域が維持しているという状況です。ただそこが今、5年10年ももたないような状況だろうと思います。我が集落についても片手で血圧や中性脂肪の薬を飲みながら、くたびれをビールやチューハイで潤して、これは体にいいのか、悪いのかというような状態で日々頑張っておられるのが実情であります。こういった中で、先ほど言った中山間、多面的、こういった制度は受けておるけど、そこを個人個人へ刈ったら、それでばら撒きますよと。実際それって現状維持じゃないかなって私自身は思います。先ほど言ったバックホウへアタッチメントを付けてやるやり方とか、そのやり方はその集落ではどのようにしているかなといった面を、ちょっとやり方を今後省力化に向けた方向へ方向転換させるような方法がいるんじゃないかなと。その中で、最初の1問目に、ファシリテーターという言葉を入れさせてもらいました。

地域を回っている中で今回、意見交換会もある中で、当然そういった人がおらん、畔草が刈れんというご意見が出ました。理想を言えば西大田地区のようにですね、パイプラインで水が出せれるようになればいいと思います。ただ、どの地区もそれができるわけじゃございません。我が集落は、夏までは用水であげてたんですが、ちょっと気を許すとこの秋でイノシシくんが掘り返して、水路が何十mにもわたって埋められてるというような状況です。そこも掘り返そうとするとですね、やはりバックホウでないとできないよといったところがあります。ただ集落で中山間、多面的には取組んでおられるけど、ばらまいたらそれっきり。ですけどそれを一本化することによって、また新たな力を生み出せるというところもあります。そこの点を方向性としてしなさいよとまでは言いませんが、そういう方向もあるよというのを示すべきではないかと思うんですがその点いかがでしょうか。

○産業振興課長（住田谷保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　先ほど田原議員からありましたことは非常に私も思っておるところでございます。特に鳥獣被害に対しましては、水路をせっかく直したものをすぐイノシシが潰してしまう。そういったところをですね、人力で起こしていく。これはですね、１回２回ならするかもしれませんが、それがたびたび重なると、もう農業をやるという気力が落ちてくると思います。やるにしても言われる通り、機械化したほうがですね、受け手のほうもやりやすいと、このように私も思っております。

機械に限らずですけど、町としましてはスマート農業を今推進しておるところでございますので、できるだけ機械化をしていく。、きることはですね。そういったものに対して補助を出していくということを今進めておりますが、これが未来、先にどうなるかというところですが、確かに担い手がいないとこれは続きません。ですが、もう先がないからもうやめますというのは、今現在はちょっと私のほうでは考えておりませんので、それを継続していくためには、中山間直接払いとか、多面的事業を推進していくことになると思います。

こちらの事務がこれが高齢化によってなかなか難しいというお声をお聞きしておりますので、こちらのほうのサポートを援助なんかできるものがないかと、今考えているところです。今議員が言われたようにですね、お金をもらってもただばらまくだけでは、やはりそれで終わってしまうと思いますので、その地区を継続して維持していくためには、そういった中山間とか、多面的で、入ってくるお金について有効的な利用方法について、地区のほうの代表とか、事務の方とかとも話をしながら、そういった広報活動もしていこうと思っております。今すぐ先ほど言いましたスマート農業のことで、たとえばでございますがバックホウの購入補助を出すとかいうことは今すぐここではお答えできませんが、そういったですね、大型機械の購入の補助のことにつきましても、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　是非検討いただきたいと思います。それでは３点目のほうへ移ります。

ぶどう棚・樹木の更新支援と高齢農業者への対策について高齢化が進む農業者による果樹栽培の継続が困難となる中、またぶどう棚や樹木の更新をしていかないと、収量の確保が困難になることに対する町の計画と支援策はどうか。特に新規就農の支援対応と後継者への引き継ぎ支援について伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　３点目のぶどう棚・樹木の更新、新規就農の支援等についてお答えをいたします。

本町では世羅町農林振興対策事業によりましてぶどう棚の整備や、植え替えですね、改植に対する支援を行っているところでございます。とりわけ醸造用のぶどうにつきましては、世羅アグリパークさんの今後の生産計画を踏まえまして、一定の生産量の確保をしていく必要があることから、昨年度、醸造用ぶどうの農家の作付計画について、ヒアリングを実施しております。

今後につきましてはこのヒアリング結果をもとに増産や植え替え等の計画されている農家への支援を進めてまいりたいと考えております。この結果でございますが、今のところほとんどが横ばいでございましたが、中には高齢化を理由にですね、もうぶどう栽培をやめるという方も数件おられたようでございます。

またぶどうにつきましては生産整備コストが非常に比較的低く作業の省力化も期待できます垣根仕立てという仕立てで実証試験をセラアグリパークにて実施されておりまして、その結果と知見によりまして普及に向けた支援策についても検討を進めてまいりたいと思います。

さらに、新たな担い手の確保につきましては、昨年度より世羅町担い手育成協議会の研修品目をぶどうとアスパラに特化しまして新規就農者の呼び込みを図っているところでございます。

この新規就農者につきましては、たとえばでございますが、ぶどうを特化していますのでぶどう進めたときに、廃業されましたぶどう農園の施設を含めた引き継ぎをいただき、初期投資の低い状態で、ぶどう栽培ができるような話し合いもしております。併せまして今後、既存の法人等の今後の経営計画も伺いながらですね、後継者へ円滑な引き継ぎが図れるよう、マッチング支援にも力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。
○11番（田原賢司）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。
○11番（田原賢司）　私のほうで若手農業者と話をする中で、合併前後ぐらいでぶどうのほうを整備されております。樹態のほうですと主力品種であるハニーヴィーナス等の樹態のほうがもうかなり傷みが激しいと。面積も面積なんで、これを更新するとなると、ワイナリーに与える影響というのがかなり大きいものがあろうと。長期的なそこの展望が若手農業者のほうで見えて来ないというご意見も

いただきました。また醸造に対してですね、やっぱり生食と違って作業効率は良いんですが、その分、面白みに欠けるといったご意見もいただきました。

そこら辺若手農業者についてもいろんなご意見があるのだなと思うんですが、醸造については一定程度の面積が必要になろうかと思います。その中で従来のやり方ですと整備費がかなり高額になって、以前整備したような高率な補助であれば、取組めるんですが、現状ですと醸造はないないないないといったご意見を聞きました。

そういった将来展望を示す必要があるのではないかと、どういった計画でおるよと。そこがちょっと農家のほうへ伝わってないというご意見をいただいています。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　今言われました各戸の農家の方全てに対してヒアリングを行っている状態ではございませんので、今議員が言われたようなご意見があるということは、今わかったところもあります。これにつきましては主にうちは法人のほうへ聞き取り等しておるところでございますが、そういったお声があるということを考えながら、ちょっと今すぐどうこういうことは言えませんが、今後考えながらいろいろな検討をしてまいりたいと思いますし、また皆様からのご意見を伺いたいと、このように思っております。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは４点目、ワイナリー施設の更新計画と地域農業への波及効果について、せらワイナリー施設の更新計画はどのように進められているか。施設の更新によって、地域農業や観光への波及効果が期待されるが、町としての支援方針と今後の展望を伺います。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　４点目の、ワイナリー施設の更新計画と地域農業への波及効果についてのご質問にお答えをいたします。

せらワイナリーにつきましては、施設のオープンから20年が経過しようとしております。経年劣化に伴う設備の更新などを段階的に実施していかなければならない時期が到来しております。特にワイン製造の要であります醸造設備の更新については、計画的な実施に向けての内容を検討しているところでございます。

この醸造施設の更新により、多彩な商品開発を可能とし、安定的かつ確実に生産できるようにすることで、ぶどう農家の生産出荷体制への支援強化に貢献してまいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　続いて、５点目のスマート農業、ＩＣＴ技術の導入促進について、土地改良法の改正や担い手支援の流れを踏まえ、本町におけるスマート農業やＩＣＴ技術の導入状況と今後の支援体制について伺います。特に中山間地域での実装可能性や、若手農業者への技術研修の充実について、町としてどのような支援策を講じる予定でしょうか。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　５点目のスマート農業、ＩＣＴ技術の導入促進についてお答えをいたします。国の土地改良法改正や土地改良長期計画におきまして、スマート農業やＩＣＴ技術の活用を見据えた基盤整備の方向性が示されております。しかしながら、中山間地域において、スマート農業機器の導入を見据えた大規模な区画整理には限界があることも現実であります。こうした中、町では導入が比較的進めやすい機器から取組めるよう、スマート農業機械導入支援を行っております。自動草刈り機、またドローン、それから自動操舵装置、これは田植え機とか、コンバインとかでございますが、にＧＰＳ機能をつけまして、自動で植えていく、刈っていくというようなものでございますが、こういった装置の導入が進みつつあります。これらは省力化や作業の効率化に一定の効果が期待できるものと考えております。

一方で、若手農業者へのスマート農業技術研修につきましては、現時点では実施をしておりません。これは日々、日進月歩で技術が進化しておりましてとりわけ中山間地域で実際に活用できる機器や手法はこれから開発普及が進む段階であるため、まずはその動向を注視しながら、町としまして導入の可能性を検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　先週、同じようにあるちょっと事業者の交流会へ参加しました。そこでいろんな農業者の方と、名刺交換したんですが、その中でいろんな新技術に取り組まれておるなと。アプリを使っての施肥加減システムや新たな技

術スタイルへ取組んでおられました。ちょっと思ったときにですね、農業体験で、我々小学校とか中学校ぐらいかな、昔の農業の体験というのをさせています。でも、現状はそんなことはしないですよね。手植えなんかしないし、鎌持って稲刈りもしないし、ちょっと思ったのは中学生や高校生に町内でいろんな農業法人さん、いろんな新しい機械を入れられています。大きいトラクターや、最新型のコンバイン、田植え機についても、８条植えとか10条植えとか大きいの。世羅町はかなり農業については、中国地方では抜きん出て進んでおる地域だと思いますので、そうしたことへ中学生、高校生教育の面で連携ができないかなと。体験させること、農業は今こういった時代なんだよというのをできないものなのかなと思っておりましたら、７年度の補正予算でスマート農業教育というのが見出しで載ってました。これ県の集落法人協のほうから通達が来ておったんですが、こういった補助事業も国のほう取組んでいるよといったことでございます。農業者がなかなか増えていかない。ですけど、これからの農業はこういった先進的なところもあるんだよというのを若い方に知ってもらうためには、まず町内によるせめて中学生や高校生、世羅町の子どもなんで、そこを是非知ってもらう機会があるべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　今、おっしゃいましたように、この農業の町、よろしいですか。農業の町世羅町において、地場産業の一つである農業体験させる。確かに現在でやるのは手植えをして、昔の農業はこうだったんだねという農業とか、その他勤労のあり方とか、歴史を学ぶということがございます。ただ現時点でスマート農業についてカリキュラムを取入れてということはしておりません。予定もしておりません。ただ今後、総合的な学習の時間とか、探究的な時間のところで、その地元の農業の将来を学ぼうというテーマができてきたときにはご協力をいただく場面もあるかと存じます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番(田原賢司)　世羅町の弊害として法人化が県内でもトップバッターです。そこの弊害として、まず農業が遠い存在になってきたというところがあると思います。たとえば獣害ひとつとっても、罠にかかったシカを見てから、シカがおるという、騒ぐだけで、一般の農家の方は罠にかかって捕まっとるよという形で済むんですが、ここがちょっと非農家の方が増えたことによってなかなかそこらが

うまく連携しない状態になってます。近所の方には当然ここへ仕掛けておるよというのは罠のほうで言っておられたんですが、たまたまそこを通った人がどうもずっとシカがずっとおるといった形で通報があったりというのがあります。ですから農業が身近に感じられなくなってきてるのかなというのがあります。私が小さいころで言うと、おじいちゃん、おばあちゃん、お父ちゃん、お母ちゃんといった形でされていたものがもう法人ですと、まるで明後日の人がやってるよといった状況があります。今の農業のやり方いうのがやっぱり伝わる面いうのが少ないのかなと思っています。特に私が特に連携すればいいなというのは中学校もあるんですが、高校、特に高校が重要だと思いますのでその点をお願いしたいなと思います。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　たとえば高校教育でございましたら、ちょうど世羅高校に農業経営課がございます。世羅高校のほうでは、今あるべき農業の姿、それから先進的な農業も学んでいると聞いておりますが、ちょっと残念ながら私ども町教育委員会は義務教育を所管しておりますので、高校教育についてはそれについてカリキュラムを定めるところはございません。ただ、地元の世羅高校と常にいろんな連携をしております。私も学校運営協議会の委員でございますので、そういうご意見いただいたということについては申し上げるチャンスはあると思っております。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司

○11番（田原賢司）　それでは、次の項目へ移ります。農業基盤整備と作業効率化に向けた支援体制について。人口減少と高齢化が進む中、農作業の省力化、効率化は喫緊の課題です。特に圃場整備後の石れき除去作業においては、ストーンクラッシャーやストーンピッカーなどの機械導入が有効とされており、農業技術の活用が期待されています。町として、これらの機械導入や作業効率向上のための技術活用を促進するための支援策や導入後の運用支援体制について、町の見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　6点目の圃場整備後の石れき除去作業に係る機械導入支援や運用支援体制についてお答えをいたします。

現時点では石れき除去作業に特化した補助制度は設けておりませんが、本町の農林業振興対策事業のうち、転作作物推進事業において、管理作業機やアタッチメントの購入に対する助成制度を設けております。事業費の２分の１、上限200万円を支援しているところでございます。石れき除去に活用できる機械が対象要件に合致する場合はこの制度の活用によって一定の支援は可能と考えております。

ですがこれちょっと調べますとこの石れき除去、いわゆるストーンクラッシャーにつきましては、かなりの高額な金額であるということがわかりましたね。また、レンタル会社も現在県内にはないということでございました。ですが、こういった超大型機械に関しましては、現状ではありませんが、今後の状況、国や県の動向も注視しながら、必要な対応を検討してまいりたいとこのように考えております。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは７点目のほうへ。農地の集積、再編に向けたマッチング支援の実績と課題について。高齢農業者の離農が進む中、農地の集積再編を円滑に進めることが重要です。農業委員会や農地中間管理機構のコーディネーターとの連携によるマッチング支援の実績と現場での課題について伺います。また、土地持ち非農家の増加や小規模農家の意向を踏まえて、今後の農地利用のあり方について、町の見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　７点目の今後の農地利用のあり方についてお答えをいたします。昨年度本町において、農地中間管理機構を通じた利用権設定された農地につきましては559筆、約87ヘクタールとなっております。借受け先は主に農業法人または認定農業者であり、担い手への農地集積が一定程度進んでいるところでございます。

今年度から農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、貸し手と借り手の直接契約する相対方式というのが廃止をされ、全て機構を通じた手続きに一本化されたところであります。条件不利地、いわゆる小規模農地につきまして預けたいという相談が増えてきている状況にあります。一方で条件不利地域では、農業経営として採算が合いにくいことから、借り手側とのマッチングが難しいケースも多く、必ずしも機構通じれば全ての農地の受け皿が見つかるというわけではござ

いません。

町としましてはこういうした状況を踏まえつつ、引き続き農地中間管理機構の相談員と連携し、利用権設定の手続き支援や、担い手への農地集積を進めるとともに、農地の適切な管理を図ってまいりたいと、このように考えております。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは最後の質問になります。条件不利地域における担い手以外の支援策について、中山間地域など条件不利地域では、担い手以外の方が営農をし続けるための基盤整備や地域づくりが重要です。町として支援策などについて今後の展望を伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　8点目の条件不利地域における担い手以外の支援策についてお答えをいたします。条件不利地域において、農業経営として採算が合いにくい地区が多く、営農継続することが年々難しくなっていることの認識をしております。一方で、先ほど答弁にもありました通り、農地は農村環境や景観、また水源涵養など多面的機能になっており、農地を維持すること自体に大きな意義があると考えております。

こうした状況を踏まえまして本町では昨年度、地域の皆様とともに、地域計画を策定したところでございます。農地を全て維持することが難しくなりつつある現状の中、意見交換では営農が困難な農地について、地域の合意のもと、計画的に非農地化を検討すべき時期に来ているとのご意見も伺っておるところでございます。地域、生産者の両面に行政が加わり、議論を尽くす営みを引き続き行いながら、存続すべき農地につきまして、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などを活用し、地域ぐるみでの農地保全や農村環境の維持を支援してまいりたいと考えております。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　ここで24年産の米価生産費のほうが新聞に載っておりました個別経営の場合は13万2112円、一方、組織経営体ですと9万7057円というのは個人ではなくてできるだけ大きい組織でやるほうがある程度いいことだろうと思います。営農組合も含めて一定程度の大きい組織が効率化に向いてるのは確かだと思いますので、獣害対策含めて共同化へ向けた誘導というのを町は進

めていってもらいたいと思います。以上です。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　今、田原議員のほうから実際のご意見、地元のですね、ご意見等を伺ったところでございます。
　私も全く田原議員が今言われました通り、鳥獣被害にはすごく参っているところでございまして、ますます農地がですね、荒れていく。現在の状況ですね、荒れていくと、このように考えております。
　作業する方も高齢化をしておりますので、一つフェンスとか、防護柵を張ること自体も非常に難しい状態に今なっております。これは農地を守っていく上では必要なことでございますので、有害鳥獣の対策の関連も含めまして農地を守る施策につきましては、いろいろな情報をたちまち県等からもいただきながら、農地を守る方向をいろいろ検討してまいりたいと思いますし、またそういったご意見があれば直接産業振興課のほうへご意見いただければ、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　以上で　11 番　田原賢司議員の一般質問を終わります。
　ここで休憩といたします。再開は 14 時 45 分であります。

休　　憩　　１４時３０分
再　　開　　１４時４５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。
　休憩前に引き続き一般質問を行います。
　次に　ワクチン接種の状況について　５番　佐々木浩康議員。
○５番（佐々木浩康）　議長。
○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。
○５番（佐々木浩康）　議長の許可をいただきましたので、質問を通告どおりいたしたいと思います。項目１、ワクチン接種の状況について。
　アメリカ政府の公式見解として新型コロナウイルスは人工的に作られたものであると発表しています。CDC（アメリカ疾病予防管理センター）もコロナワクチン接種推奨の終了を発表いたしました。ロバートケネディ Jr らが中心となって、危険性の高いワクチン接種に厳しいインフォームドコンセントを徹底し、ほぼ接種者はほとんどいなくなったというような今、世界の状況になっております。

さらにアメリカはＷＨＯを脱退するなど大きく世界は変化しております。それにもかかわらず日本だけがガラパゴス状態であると。メディアはほとんど報道しないので、今回の質問を通して町民に判断材料を提供したいと思って質問させていただきます。

（１）コロナワクチン接種が、高齢者の定期接種になってから直近までの町内の接種状況について伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐々木議員のワクチン接種の状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。まず１点目のご質問、コロナワクチン接種が高齢者の定期接種になってから直近までの町内の接種状況についてのご質問いただきました。

新型コロナワクチンの接種につきましては、令和３年４月から令和６年３月まで、国の特例臨時接種として実施してまいりました。その後、令６年４月に新型コロナウイルス感染症は、Ｂ類疾病に位置づけられ、同年 10 月から町においても、高齢者を対象とした定期接種として実施をしております。

この接種に当たりましては、主治医とご相談の上、予診票等の予防効果や副反応、ご自身の体調などを確認し、ご理解いただいた上で接種いただくこととなっております。

高齢者の定期接種になって以降、世羅町では令和６年度に 1277 名の接種があり、接種率は約 20％でございました。令和７年度の定期接種も 10 月から開始しているところでございまして、10 月末時点では 184 名の接種がありまして、昨年同時期に比べまして約 90 名少ない状況となってございます。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　まず６年度で約２割の 1277 名、７年度１か月で 184 名と。結構な数字でちょっとびっくりしたんですが、既に被害認定者数が日本で 9000 人をついに超えています。超過死亡数も 40 万人とも 45 万人ともいろいろ言われている中でですね、まだ続けるのかなというのが正直な感想です。また実際に被害認定にならなかった人でも非常に被害認定というのが、お医者さんの協力がないとできない。最終的には解剖しないとわかんないとかいうようなことになるので、実際泣き寝入りされた方がかなり多いんじゃないかなと私は感じております。

つい最近ですね、尾身　茂というお医者さんで、国の対策専門家会議の副座長をされた方、これ非常に当時テレビに出ていろいろとワクチンを推奨された方で

す。ですがつい最近、ほとんどこのワクチンは効果がなかったと言っております。このような状況の中で、このコロナの定期接種に対して町からの補助というのはどのようになっているのか、お伺いします。
○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。
○議長（髙橋公時）健康保険課長。
○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の予防接種に対する助成につきましては、自己負担額が4600円となっております。ちなみに令和６年度が2100円という状況でございます。以上でございます。
○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。
○議長（髙橋公時）　健康保険課長。
○健康保険課長（宮﨑満香）　失礼いたしました。町は１万700円の負担をしております。
○５番（佐々木浩康）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。
○５番（佐々木浩康）　結構な金額だと思うんですが、かなりこの４年間、５年間でワクチンの正体というか、メカニズムがかなりわかってきまして、いわゆる体の中にある抗体、ＩｇＧ１から４まであって、４というのが非常にこのワクチンで増えると。このＩｇＧ４っていうのは何かというと免疫を抑制する抗体なんですね。これがいろんな病気を巻き起こして、100種類とか200種類とか、ありとあらゆる病気が生まれるということがわかってきました。敗血症であったり、心筋炎であったり、ターボがんですね、私の知る限りでも２人。２、３か月前に健康診断を受けたのに、行ってみたらもうステージ４だったという知り合いが１人は亡くなられております。他にもですね、いろんな病気が現れるわけなんですが、他にもこの後の２番目の質問とも少しかぶるんですが、帯状疱疹もこの免疫抑制によって６倍に増えているというようなことを私、知り合いの病院の院長先生とお話をする機会がございまして、６倍に増えているんですよっていう話をしたら、その先生も私も打ったらすぐ帯状疱疹なりましたというお話を伺いました。院長なんで、職員に打たす以上は自分も打ちたくないんだけど打たないといけんかなというので打ったら、やっぱり帯状疱疹になったというふうに言っていらっしゃいました。
　その先生によるとですね、ｍＲＮＡ（メッセンジャーＲＮＡ）は、30年は早いだろうと。まだまだ治験であるとか、安全性を確認するべきだと。最終的には遺伝子をいじるっていうことでね、神への冒涜ではないかというぐらい非常にこの

ワクチンに対して否定的でございました。

他にも高知大学で接種して２年後に帯状疱疹ができて、その膿からスパイクタンパク質が検出されたというような事例もございます。これ高知大学の名誉教授か何かがそういう論文を出しております。これだけまだ 1277 人と 184 人というような状況。これに対しても助成があると、補助が出るというのはいかがなものかなと思っております。

意外と多いのでこれはですね、たとえば高齢者施設であるとか、そういった入所者に対して接種されたものが多いのではないかなと私は思うんですが、そのあたりは把握できているのか、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。高齢者施設等での接種の状況ということでございますが、施設の中に医療機関等が入っている、そういった施設においては、インフルエンザと同じように新型コロナのほうもその医療機関が出向いて施設のほうで接種されるという例はあると聞いております。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　そうですね、その場合なかなか丁寧なインフォームドコンセントが得られているのかどうかっていうのが非常に怪しいというか、非常にまずいなと私は思っているんですが、昨年リスクに関する周知はホームページでしているというふうにご答弁がございましたが、実際に見てみると県のホームページへ飛ぶというリンクが貼られているぐらいで、これじゃあ本当に正しい情報がわからないのではないかと見て思いました。せめてですね、厚労省のホームページ、特に被害状況に関してですね、そういうところのリンクを貼っていただければ、皆さんがそのリスクに対して正しい知識を持てるのではないかと思いますが、そのようにホームページを変えること、あるいはリンクを貼ることはできるかどうかお伺いいたします。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。正しい知識の周知のためのリンクを貼るということにつきましては、現在世羅町のホームページのほうには定期接種については詳細な情報というのは掲載をしておりません。特例臨時接種の期間、また新たに定期接種となったその初年度につきましては、正しい情報のほ

う、知識のほうを習得いただくために、ホームページのほうにも掲載をしております。

ホームページ、かなりの多くの情報のほうを掲載をしておりますので、通常と異なるものでありますとか、独自のもの、また新たなものを、そういったものを特に詳細に掲載をしております。定期接種になりまして新型コロナのほうは現在２年目となりますので、詳細な情報のほうは掲載のほうをしておりませんが、帯状疱疹ワクチンのほうにはリンクを貼るなど、そういった対応のほうをしているところでございます。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　他にもですね、新聞などをですね、補助の自己負担率ですか、みたいなのが表として出てて、あたかもですね、少ない市町は悪いかのごとく印象操作を明らかにしていると私は思うんですが、メディア自体はですね、大手の製薬会社のスポンサーがついておりますので、そういうことには惑わされないように本当の情報ですね、きちんとそういったものに惑わされないようにしていただきたいということと、町の１万700円の補助金を見直しをして、他に予算をしてですね、たとえばインフルエンザでもいいんですけども、帯状疱疹でもいいんですが、そういうところにお金を回すようにお願いしたいんですが、それについてはいかがでしょうか。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　町のワクチン接種に対する費用の関係になりますが、帯状疱疹ワクチンにしましてもインフルエンザワクチンにしましても、今回ご質問の新型コロナにしましても、全て約３割の自己負担をお願いしているところでございます。その根拠としましては交付税措置をされている部分がそういった状況ということで、予算のほうもそれで計上させていただいておりますので、それについてはこの状況のままさせていただければと考えております。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　はい、わかりました。できるだけｍＲＮＡのワクチンは使って欲しくないなと私、思っておりますので、国のほうが補助の内容を変えるとは思えないんですが、変わればいいなというところで、次に行きたいと思います。

２番目が帯状疱疹ワクチンの接種状況とインフルエンザワクチンの接種状況についてお伺いします。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　２点目の「帯状疱疹ワクチンの接種状況とインフルエンザワクチンの接種状況」についてお答えいたします。

帯状疱疹は痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気で、70歳代で発症する方が最も多くなっています。また、合併症のひとつに皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともございます。こうしたことから、今年度から、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種として実施することとなりました。対象者は、年度内に65歳を迎える方等で、令和７年度から５年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になられる方及び今年度に限り100歳以上の方は全員対象となっております。

町内の接種状況につきましては、9月末時点で約100名が接種されております。ワクチン接種にあたりましては、ワクチンの種類や副反応、ご自身の体調について事前に主治医とご相談いただいたうえで、接種についてご判断いただいております。

次に、高齢者インフルエンザワクチンの接種状況につきましては、65歳以上の方等を対象に、例年10月から接種を開始しており、今年度現時点で10月の接種者数は1108名でございます。昨年度の年間の接種者数は3225名、対象者の約５割であり、年度によりばらつきはあるものの、例年、約５割の方が接種をされている状況でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　先ほどの絡みで、帯状疱疹ワクチン、まさにマッチポンプというか、ｍＲＮＡで増やしておいてまたワクチンを売るという、こういうビジネスなんでしょうね。

他にもインフルエンザの不活化ワクチンですか、大体ほとんどの人はこれを打たれるんだろうと思うんですが、この中の成分ですよね、これホルマリンであるとか、リン酸塩であるとか、水銀であるとか、アルミニウムであるとか、あとは洗剤、界面活性剤ですね、そういったものが入ってるというのでこれを子どものときからずっと何十年も打ち続けるっていうのはどうなんだろうなという、非常に長期にわたって打ち続けること。ここでデータに出ているのは高齢者のインフ

ルエンザが1108名だと。年間3000人ぐらいだということになっているんですが、長期間にわたって打つことの意味があるのかなと。多少効果はあるらしくて50数％の効果で重症化を防げるということもわかってはいるんですが、やはりいろいろと疑問が残るところでございます。

他にも結核のＢＣＧですね。これ大体日本人99.9％受けているんですが、アメリカでは既にもうこれは効果がないということがわかっておりまして、もうかなり前からＢＣＧは打っておりません。ところが人口あたりですね。約５倍、日本人のほうが結核になるというような、こういうことがあるのでね、やはりワクチンは絶対主義みたいな感じで大丈夫だっていうものではないという、非常にリスクもあるということを皆さんに知っていただきたいと思っております。質問は以上でございます。

続いて２番目の質問に行きます。

○議長（髙橋公時）　佐々木議員、今のでワクチン接種は終了ですか。

○５番（佐々木浩康）　はい。

○議長（髙橋公時）　一度座っていただいて、答弁ありますか、難しい？

答えられれば答えていただいて、難しいようであれば、佐々木議員どうですか。いいですか。

○５番（佐々木浩康）　いいです。答弁はいいです。

○議長（髙橋公時）　それでは次に　定期検診について　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　はい。

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　定期健診についてですね。質問の要旨、定期健診の受診率によって、国保の補助金が変わると聞き、私も以前は受けておりました。でもその後、たとえばバリウムによる胃がん検診では、ほぼ癌は見つからないという専門家の話を聞いたり、メタボの人の死亡率が最も低いという大規模な研究データー、こういうのを知り最近は受けておりません。他にも低すぎる血圧の基準値など、科学的な根拠の薄いこの定期健診自体疑念を抱いております。

(1)　定期健診の受診率と国保の補助金の制度の概略を伺う。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐々木議員の２問目　定期健診についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町としてもですね、やはり定期検診を受けていただきたいというふうにしっかりお願いをさせていただいております。受診率向上、また早期発見等によってですね、医療費の削減等に。また全ての人の中ではですね、やはりそういったところ。特に今ここを県の統一化して、料金体系、料のほうもいろいろと今検討して国のお金も入っております。さまざまなことで町の健康寿命を延ばしていこうという形もとっておりますので、是非とも、疑念はあるかもしれませんが受けていただきたいというふうに思うわけでございます。

まず1点目のご質問の定期検診の受診率と国保の補助金の制度の概略についてお答えをさせていただきます。日本人の死因の約５割を占める、がんや心臓病、脳卒中など生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためには、特定健康診査、がん検診などの定期的な受診が重要でございます。

世羅町国民健康保険における特定健康診査受診率は、令和４年度が 40.2％、令和５年度が 40.9％、令和６年度は 42.5％と見込んでおるところでございます。

受診率が影響する国保の補助金といたしましては、保険者努力支援制度（取組評価分）がございます。保険者が行う各種取組みについて評価指標を設定し、状況に応じ加点減点が行われ、その総点数により交付額が決定されるものとなります。

この取組みの中に、特定健康診査受診率が評価指標となる項目があり、その他、受診率の向上に資する項目や適正受診などの取組み、後発医薬品の使用促進に関する取組みなど、多くの項目が設定をされております。

この制度は、保険者における医療費適正化に向けた取組み等に対する支援を行うため創設されたものでございまして、保険者における疾病予防・健康づくりの取組みを後押しするものとなってございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　来年から私も受けようと思います。やはり職員さんが非常に涙ぐましい努力というか、非常にですね、熱心に受けてくださいということを言われるんで、でも中にはやはり納得できないような健診の内容がございますので、いくつか指摘したいと思います。

まず先ほど申しましたが、メタボ健診ですねメタボですね。これイギリスでかなり大規模に分類分けをして、追跡調査をしてやっぱりメタボのほうが長生きができると。メタボの方は本当に安心してください、長生きができると思います。それからですね、胃がん検診ですね。バリウム、これが何でまずいかというと見

つかりにくいっていうのがまず一つなんですが、やっぱり被ばくですね。大体胸部のレントゲン、こう抱くやつですね。あれに比較して、約大体100倍から150倍の被ばくをすると。これＣＴスキャンとほぼ同じぐらいの、ＰＥＴＣＴといって、薬を飲んで放射性物質を飲んでやるのが大体胸部レントゲンの200から300倍被ばくするということで、私はバリウムの検診はできるだけ皆さんにも控えていただきたいと。車が来てぐるぐる回されてですね、気分が悪くなったりですね、特に高齢者がしんどいと思うんで、胃カメラの方を推奨するように。いろいろあるんだとは思いますが、そのように改善するように、要望をいたします。それについてお伺いいたします。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。胃がん検診にはバリウムと胃カメラの方法がございます。

先ほど言われましたようにバリウムは検査が受けやすい、そういったメリットもありますが、胃粘膜の色調やわずかな凹凸の判別がしにくい。また被ばくの問題、そういったデメリットもございます。

一方、胃カメラは内視鏡により胃粘膜の凹凸形状、色の確認ができ、小さな病変の発見や観察と同時に生検ができるなどメリットがございますが、カメラ挿入による出血等のリスクや費用が高い、そういったデメリットもございます。町で実施をしております総合健診は、検診バスでのバリウム検査となりますが、その他医療機関で実施する検診では、胃カメラが可能なところが多くございます。選択の方はご自身に委ねているところでございます。

どちらの検査も国が推奨している検査でございます。それぞれのメリット、デメリットを検討いただいて、ご自身に合った検診のほうを受けていただければと考えております。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　しっかり検査していただきたいと思うんですが、私胃カメラのほうを推奨したいなと思っておるわけでございます。他にもですね、血圧に関する巨大な利権がありまして、これがなかなか難しくて、大体140っていうのが基本的なものですが、専門家から言うと160の100ぐらいから薬を飲めばいいんじゃないかなというふうに言われております。

他にも降圧剤は死ぬまで飲み続けなければいけないとかですね、そういうちょ

っと極端な話があったりですね、実際そこまで血圧を下げすぎるほうがかえって体に悪いんじゃないかなと。やはり免疫も落ちますし、血圧下げると。特に高齢になれば血圧が上がるのは動脈硬化の影響で当たり前であって、果たしてこれって病気なんだろうかという疑問が残るなというところで血圧に関してもやはり、160を超えたら薬を飲むように、これはもう個人個人の判断に委ねるしかないんですけども、そういうことが私は感じておりました。

あと減塩ですね、塩が少ない減塩料理を食べろとほとんど必ず言われるんですが、ところが大体日本人でいくと、３人に１人ぐらいが、塩で血圧が上がる。あと２人はあんまり関係ないということがわかっております。

あまりに減塩をするとですね、やはり高齢者は認知症のリスクが高まるし、子どもの場合はですね、極端な減塩をするとうつ病になりやすいということがわかっております。

それらをやはりそういったことをですね、きちんと皆さんが認識していただくようにですね、情報提供もしていきたいと思っております。たくさん国からも補助金が出ておるわけでそれを本当の意味で、町民の健康に役立つように、常に最新の情報を収集して、町民の健康を守っていただきたいと切に願って質問を終わります。

○議長（髙橋公時）　２番目は。

○５番（佐々木浩康）　２番目が、ごめんなさい。

○議長（髙橋公時）　それだけ読んでもらって。

○５番（佐々木浩康）　失礼しました。大体言い尽くしてしまったので。

○議長（髙橋公時）　２番目の質問を読んでください。

○５番（佐々木浩康）　２番ですね、この制度の改変を国に対し求めているのか伺います。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　２点目の「この制度の改変を、国に対し求めているのか」についてお答えいたします。

保険者努力支援制度（取組評価分）交付金につきましては、町では人間ドックの費用助成など、疾病予防・健康づくりに取組むための財源として活用しております。これらの取組みによって、病気の早期発見・早期治療につながるとともに、健康保持や医療費の適正化、更には国保税の抑制など、被保険者の皆様の負担軽減にもつながるものでございます。

この交付金の評価指標の１つである特定健康診査受診率につきましては、受診率の状況だけでなく、前年度からの伸び率等も設定されており、町においても加点をいただいているところでございます。生活習慣病の予防や早期発見を目的として実施する特定健康診査を、年に１回受けていただくことで、ご自身の身体の状態を知る機会にもなり、また、多くの被保険者に受診いただくことで受診率の向上にもつながるものでございます。

この保険者努力支援制度につきましては、評価指標の内容や加点減点の基準等に、見直しが必要と考えられる項目等がありましたら、県の連携会議等を通じて要望してまいりたいと考えております。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　年間約日本国民が使う医療費がですね、もう 46 兆から 50 兆円に近づくと。一般会計で 100 兆ちょっとなんでほぼ半分を医療費が使っているというような、ちょっとこれ異常な状況だと私は思うんですが、皆様はどうでしょうか。

その内のですね、薬剤費、薬ですね、薬が約２割、9 兆円ぐらいですね。日本はちょっと世界２位で、アメリカに次いで世界２位のマーケットでございまして、これやっぱり薬の出しすぎじゃないのかなと常々思っております。

ヨーロッパではですね、大体３種類から４種類以上はもう出さないと。どの薬が効いて、どの薬が効いてないかわからないと。普通考えたらそうですね。ところが日本ではもう大袋を抱えて帰ってるおじいさん、おばあさんとか結構いらっしゃいますので、やはり日本は薬の出しすぎじゃないのかなと常々思っております。

また患者のほうもやはり意識改革をしていただかないと、せっかく行ったのに薬も出なかったというような話も聞きますので、これからいろいろと問題が起きてくるだろうという、いわゆる過剰医療ですね。過剰医療、これをやはりこれから問題になってくるので、やはりそういったところのチェックも町のほうでもできるだけやっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　いろいろと情報をいただきました。私、知り得ない部分もたくさんあるんですけれども、医療現場のことで言えば、公的病院はご存知のように赤字。民間病院についてもさまざまな取組みは行ってはおりますけれども、

それぞれ単価の改正とか国に求められている部分あります。今言われたような高額な国からのお金が出ている状況は確かにありますし、いわゆる医療費制度、国民皆保険、さまざまに負担も増えていく。これはこのままでは崩壊するという状況。

特に国保は保険者の数も減りました。世羅町で3000人切りましたから、かといって全体が下がっていると。増えているのは後期高齢者の部分は、今結構増えています。その中で１割負担を、ちょっと負担を増やしたという、これは所得によってであります。しかしいろいろ反対のご意見もたくさんあります。ただその中で、薬剤のほうについては、一応ここであればレセプト点検という形でしっかり行っております。これは社会保険等についてもそういう形ではあろうかと思います。実際過剰な薬剤投入、医療のことについても今、経営難だから高く、たくさんお金をかけるということは不可能にはなってるんですね、点数制度でございますので。ですがそういったところをしっかり町としても把握をしながら、一番は病院に適度にかかりながら健康でお過ごしいただく。そのための健康づくり事業を、こういった国の制度を使いながら、町独自でもですね、いろいろと行っていただいてます。軽スポーツであったり、またお出かけ支援等々含めてこれ全部健康づくりの一環でございます。ですから健診を受けて、早く早期発見をいただいて高額な医療に頼らなくて済むような、そういった町であるべきだと思いますので、どうぞ検診を受けていただくよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　以上で、５番　佐々木浩康議員の一般質問を終わります。

次に　新しい学校教育の現状を見直す覚悟があるか。４番　宗重博之議員。

物品の持込みを許可しております。

○４番（宗重博之）　議長。

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　次に、新しい学校教育の現状を見直す覚悟があるのか、4番宗重博之議員。

議長からありがたい発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、今日も張り切って質問いたします。

新人６人が加わって議会をしたのがちょうど１年前でございます。１年前私は声を高らかに申し上げました。何を言ったか。検討します。考えています。研究しますでは、前に進みませんよと申し上げました。この１年間、私も現場を動き

回り、職員の皆様と話しているうちに、この検討していますが、ときには誠実な答弁なんだなと思う瞬間もございました。しかし、いいですか、考えるだけで、前には進みません。行動です。これは肝に銘じていただきたいと思います。

世羅は、私１年間住んで、非常に伸びしろのある街だと考えております。大地の恵み文化と芸術、伝統と歴史、そして唯一人を育む、その風土、そういったものは、これからの町の未来をつくる力だと思います。

来年度、ちょっと私事になりますけれども、名誉町民である大妻コタカ先生の生涯を演技化いたします。そのコタカ先生の気迫と、先見性は今に生きる私達に、行動しろと言っておられるような気がします。

教育とはなんぞや、教育が変われば子どもが変わります。子どもが変われば親が変わります。親が変われば町が変わります。そう信じて、私は頑張ろうと思ってます。だからこそ伺います。今回の町の愛、今の学校教育を本気で見直す覚悟は行政にあるのか。質問の趣旨を読ませていただきます。

世羅町第３次長期計画には、豊かな心の人づくりが掲げられ、学校教育の充実、社会教育の充実が基本施策として示されています。しかし、どれほど立派な理念が並んでいても、現状を的確に把握し、改善の道筋を示し、行動と検証の仕組みを備えなければ、その計画は絵に描いた餅で終わってしまいます。本日は、世羅町の教育が確かな次の一歩を踏み出すための基盤作りについて伺います。

まず現状について伺います。

学校現場では、児童・生徒の減少、学級規模の変化、学力差の拡大、特別支援を必要とする児童・生徒の増加、教職員確保の困難、ＩＣＴ活用の課題、施設の老朽化、不登校の増加など、複数の課題が同時に進行しています。これらの課題のうち、町として最も重要視し優先して取組むべきと判断している課題は何か伺います。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　宗重議員ご質問の１点目、学校現場の現状把握と対策はというご質問についてお答えいたします。まず、よりよい学校教育を成立させるために、私どもは５つの条件、視点を持っております。１つ目は、方針や計画、２つ目は、教師等の人材、３つ目は、施設設備や教材などの物的な環境、４つ目は児童生徒の実態、５つ目は、保護者、地域、関係機関の支援やサポートと考えております。

議員ご指摘のいくつかの課題については、今述べました２つ目の教師等の人材、

そして４番目に申し上げた児童・生徒の実態に該当すると捉えました。序列をつけるというわけではございませんが、２番目の人材育成、人材確保については欠かすことができないものでありまして、常に重点を置いております。そして４番目の児童・生徒の実態に関わる多くの課題につきましては、優先順位をつけて取組むものではなく、全てにおいて解決に向けた取組みを進める必要がございます。

教育委員会では、学校訪問や日常の指導・助言、校長会議などの機会を通して、児童・生徒の学習状況や生活環境などの情報を把握いたしまして、解決に向けた方針と手法を定め、学校と一体となって改善に取組んでいるところでございます。以上です。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　ただいまの答弁の中で３点ほど掘り下げて伺います。まず１点目、教員の人材教育、確保に重点を置いているということですが、この１年間で具体的に何が変わりましたか。数字や事例でお示しください。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　具体的な数字と言いますと、まず研修につきまして、ちょっと申し訳ないんですけど手元に1年間で何回の研修を受けたかというのも持ち合わせておりません。と言いますのが、町の教育委員会で主催したものもございますし、県教委、それから民間のその他の研修を受けたものもございます。それからもう１点はですね、教職員の変容につきまして、こういう変容があったというものを、なかなか数字でお示しすることはできません。ただ、研修をして、教職員が授業力、また学級経営とか、そういう教員としての資質・能力を向上させることは、もう必須事項でございますので、それについては必ず受けるものとしております。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　はい、わかりました。では次の児童の実態に関わる課題には優先順位をつけないとのことですが、私が思うに現場で何を最優先に取組むか示さなければ、改善は進まないのではないかと思います。全てに平等に取組むということは結局、どの課題も不十分のまま、改善されないというリスクも含んでいませんか。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　もし、予算をつけるものでございましたら、決まった額の中で優先順位をつけるものでございます。ただ、このたび、議員がおっしゃいましたいくつかの課題、たとえば学校現場におきましては同時並行で起こるものでございます。たとえば起こっているにもかかわらず優先順位をつけて、これは後回しということはできません。ですから、生起した順番に置いてというのではなくて、そこで目の前に起きているものについてはまず取りかかる。ということでございますので、その意味で優先順位をつけるものではないと申し上げました。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　理解いたしました。それではもう１点、現場の実感と責任について伺います。学校と教育委員会は、一体となって改善に取組むとのことですが、この一体っていうのもちょっとわからないんですが、現場の教員は本当にやらされているという感じを受けているのではありませんか。伺います。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　１人１人の教員の気持ちを聞いたわけでございません。ただ今、本当におっしゃったことは大切な視点と思っております。やらされの仕事では、決して良い教育は生まれません。ただそのためにですね、私達町教育委員会としましては、直接の接点というものはたとえば、先ほど申し上げた校長会、また職員指導主事等が学校訪問する実態を通して、それから職員、教職員とも直接話し合って、現場の声も聞きながら、指導・助言をしております。また学校の中におきましては、主として管理職並びに主任等のベテラン教諭が、また同じように実態を通して、職員と意見を交わしながら進めておると。繰り返しになりますけども、一方的なトップダウンの指示ではございません。実態に照らして、双方の意見を交わしながら、どのようにするべきかが最も適切かという視点を置いておりますので、やらされにならないように留意しておりますので、そこは最も注意しております。以上です。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　わかりました。ただ取組みを行われるときに、その意思決定はどなたがされて、その責任というのはどなたがお取りになるような、制度になっていますか。

○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　学校の中では学校長でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　それでは次の質問いたします。インクルーシブ教育というのはご存知かと思います。ちょっとこれ、出していただければ。ちょっと見えにくいんですけど、簡単に説明いたします。これは、ほとんどよく見られる図ではありますけども、これはユネスコが 1994 年に発表したインクルーシブの原則を図解したものです。的確に言えば、これは社会における健常者、それから障害者の関係性を示したものでございます。

一番左の上、エクスクルージョン、排除、これ私が 50 年ぐらい前まで学校行っておりましたらこれ、こういう状態でした。排除です。いわゆる学校が障害者を受け入れない、または教育の場から排除されるというような状況でありました。

次の分離というのが右にございます。この分離というのが特別支援学校だけで教育をやるとか、通常の学校に入れないというような状況のこれ、今学校の例にしてるんですけどそういう状況のものです。それが分離です。

それから、インテグレーションという統合というのがあります。これは障害者が通常学校には通いますが、特別な教育支援や教材が提供されていないという状況でもあります。そして今私が申し上げたいのは、包摂という難しい言葉ですけどこれは排除の全く逆です。インクルーシブ、誰でもが共生できる環境、これが今求められている状況でございます。

質問いたします。インクルーシブ教育とは、障害の有無に関わらず、全ての子どもが学びを共有し、互いに違いを尊重しながら育つ教育のあり方です。学校は社会を映す鏡であり、同時に社会を作る装置でもあります。だからこそ、理念を語る前に、現状の把握が必要だと思います。そこで質問します。現在、本町には特別支援を必要とする児童・生徒がどの程度在籍しているか伺います。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それでは「特別な支援を必要とする児童生徒がどの程度在籍しているか」についてお答えします。

現在、本町の小・中学校では、肢体不自由特別支援学級、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級という３つの障害種による特別支援学級を設

置しております。これらの学級に入級している人数は 111 名で、全児童生徒数の約 12％を占めております。

また、いわゆる通常学級に在籍をしていますが、通級指導教室を利用している児童は 20 名ございます。なお、通常学級に在籍しているが学習面または行動面で著しい困難を示すため、特別な配慮を要するとされる児童・生徒は、平均して小学校で 10.4％、中学校で 5.6％存在するというデータが国から示されております。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　最後におっしゃられました平均して小学校で 10.4％、中学校で 5.6％というのは、これは世羅町の中でのパーセンテージでしょうか。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　こちらのデータは本年４月に文科省から示された国のデータでございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　世羅町のデータというのはお持ちですか。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　世羅町のデータについてはございません。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　ございませんということはいないということですか。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　こちらの文科省に含められているデータになりますが、この点について世羅町としてこの対象となる数値をまとめたものはございません。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　数値をまとめたものはないということ、でもおられる。そういう生徒はいるけれども、このパーセンテージは出されていないという理解で

よろしいですか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　その通りでございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　わかりました。今のデータを基にちょっとまた３つほど質問させていただきます。
　特別支援学級や、普通の、通常の指導教室ですかね、その体制は児童・生徒のニーズに十分対応しているとお考えですか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。特別支援学級に在籍する児童・生徒につきましては、その保護者の要望、またはニーズ、それから適切な支援が何であるのかといったことを、医療連携の中でも進めているところでございます。そういった視点で申し上げますと、適切な支援を進めているところでございます。また、この指導支援を行っていく中で、1年間の中でも状況の変化であったり、または成長ということで、この調整を図りながら支援をしております。以上でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　わかりました。通常学級に在籍する児童のうちで、学習面や行動面で配慮しなければならない児童に対して、教師は十分対応できていますでしょうか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。通常学級に在籍している児童・生徒に対して、学習面、生活面で困難を示すといいますか、こちらにつきましても、授業におきましてはユニバーサルデザインを意識した授業づくりといったものもたとえばございます。そういった視点で、その特性に合わせた指導方法、またそういった困難を示す児童生徒に、この指導方法することによって、全ての児童にこの効果的な指導が当てはまるという視点で、このような取組み、授業づくりを行っております。以上でございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　もうちょっと先の議論したいと思います。
　インクルーシブ教育、先ほどの表、ちょっと消えてしまいましたけれども、町として、インクルーシブ教育をどのように捉えていくのか、その基本的な考え方をお聞かせください。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それでは「本町のインクルーシブ教育の基本的な考え方」についてお答えいたします。
　インクルーシブ教育の理念は、障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学び
共に育つことを目指すと同時に、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することと捉えております。この視点に照らしますと、通常学級と特別支援学級、さらには特別支援学校という学級種・学校種の存在は、教育的ニーズに応えるために必要なことと言えます。
　ただ、それが障害のある子どもや多様な価値観を持った子どもの排除や分離につ
ながってはなりません。たとえば学校教育活動の中で、それぞれの学級で学ぶ場合もあれば、同じ空間で同じ目的をもって学んだり活動したりする場合もあります。
共生というねらいも持って意図的に編成をしております。
　すべての子どもたちが互いを尊重し合い、支え合いながら共に成長できる学校教
育を進めているところでございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　ちょっと先ほどの図をもう１回出していただけますでしょうか。
　私先ほど学校は社会を映し出す鏡だと申し上げました。今、社会がですね、教育でなくて、社会が目指さなければいけないのが一番下のインクルーシブ、インクルージョンという包摂、誰もが共生できる環境、これを作らなきゃいけないというのが今向かっている日本の姿だと思います。今現在の世羅町の教育、この図

のどこにあたりますか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えいたします。今示されている図でいきますと、下の段、２つ、統合、包摂とありますが、この図で示されているところで申し上げますと、こちらのところで、教育活動その場、そのときのニーズ、そのときの狙いによって使い分けながら進めているところでございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　使い分けながらという意見が非常にことばが非常に微妙なんですけれども、目指されているのはじゃあ、どこですか。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　使い分けながらということばについて大変申し訳ございませんでしたが、目的に合わせて適切に判断しながら、子どもたちの成長、子どもたちをどうしたら支援することができるかといったところで判断しているということでございます。目指しているところを申し上げますと、やっぱりインクルーシブ教育という視点で、先ほど右下にあったような包摂のところを目指していると申し上げます。以上でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　私ごとで申し訳ないんですけど、私 50 年前、ずっと分離、排除というところで育ってきました。社会に出てもそうです。ただ、演劇をやり始めると、インクルーシブ、右側の下にありました障害者の人たちも一緒に芝居を作らなきゃいけない。トム・クルーズご存知だと思います。トム・クルーズ読めないんです。確かに障害ですね。ただ、耳がいいから、セリフを全部覚えるんです。そういうような中で、右下のインクルーシブの中に入ってるんです。整然としてないんです、並びが。みんな一緒に、一緒くたにごちゃまぜです。大妻コタカさんのことばで言うと、これが五目飯ですね。いろんな甘いものも辛いものも、いろんなものが混ざって、それが一つとなった社会、これがめざさなければいけない、そういう社会です。私はここを教育分野では目指してほしいと思います。
　次に行きます。学びのデザイン改革の方針はいかにということについて、続い

て学びのデザインについて伺います。

イエナプラン、ご存知の方が多いのではないかと思いますけど、イエナプラン教育というのがございます。イエナプラン教育に代表される、これは異年齢の学び、個別化された学習、対話を軸とした学びは、全国で成果を上げており、福山市でも実践が始まっています。

私は、学習の個別化と学校でしか得られない協働的学びの両立こそが、不登校対策と教員の負担軽減、さらに子どもの自己肯定感の向上につながると考えています。加えて、演劇教育やコミュニケーション教育は、対話力、協働力の育成において確かな効果が示されており、これは世羅町が得意とする伝統芸能や文化芸術とも親和性が高い分野です。そこで伺います。

本町は、従来の教師中心の一斉授業というスタイルに課題認識を持っているか伺います。

○議長（髙橋公時）　宗重議員、大丈夫ですか。暫時休憩取りましょうか。ちょっと暫時休憩といたします。

暫時休憩　１５時５４分

再　　開　１５時５５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。引き続き４番　宗重博之議員の回答からですね。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それでは「本町は、従来の教師中心の一斉授業というスタイルに課題意識を持っているかについて」お答えいたします。

教師が主導する一斉授業からの転換は、平成 26 年、広島県教育委員会による「広島版 学びの変革アクションプラン」で明確に打ち出されました。その後、国の学習指導要領が改訂されましたが、「主体的、対話的で深い学び」という言葉の中にも同様の理念が込められております。つまり、「従来の教師中心の授業スタイルからの脱却」が全面的に図られ始めて 10 年以上が経過しております。

よって、教育委員会、学校、教師個人レベルの全てにおきまして課題意識を持っております。ただ、それが必ずしも実行できていない場合もございますし、逆に、子どもに委ねすぎて学習の深まりが実現できていない場合もございます。試行錯誤を重ねているところでございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　試行錯誤を重ねるよりは、新たな教育プランのデザインをしていただきたいと思います。というのも、1人の教師で40名ですか、今。その学級で1人の教師がそれを教える、非常に私は不合理だと思います。せいぜい20名から25名ぐらいではないかと思います。40名いれば、必ず目の行き届かない子どもたち、生徒が出てきます。フォローはできません。ですのでその辺は国の、もちろんこの国の学習指導要領、これに従っていただくのは結構ですけれども、もっと現場を見て、もっと違った視点で、状況というのを調べて、試行錯誤ではなくて新たな教育デザインというのをプランしていただけませんか。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　今、議員が現場を見てっておっしゃいましたけど、もちろん見ております。私達はもちろん公教育ですので、国、そして県のナショナルスタンダードと言われる学習指導要領のもとで進めなければなりません。それ間違いないんですけど、もちろん私自身も含めて課長も指導主事も全てのメンバーが、学校の現場を見た上でのことでございます。それから試行錯誤と申しましたのは、うまくいかないというよりも教員もいろいろな育ちがございます。教員としての技術にも育ちがございますので、目的とするものは一つでございますけども、それに向けての進捗度がいろいろあるという意味でございますので、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり迷っているという意味ではございません。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　恐らく私よりも多くの現場をご覧になっていて、それは重々承知されていることだと思います。ただ、現状を見る中で、その40人の中からどんどんどんどん引いていく生徒がいないかどうか、本当に1人1人に合った教育というのをその1人の教師が考えられているのか、そこまで見ておられますか。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　私も学校に勤めておりましたので、一言で申し上げれば考えております。そのためにですね、1人1人をどうやって見ていくかという工夫をしておりますし、今ＩＣＴという1人1台端末を使ったり、それから授業の形式もいろんな工夫をしたり、ときには集団づくりという面では、全体で考えて

対話していくということもございますので、もちろん１人１人を大切にしております。ただ実際には 40 人いましたら、また 35 人いましたら、全てが同じように生かされているかというと、100％とは言えません。だからこそ、工夫を続けているところでございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　私よりも、すごくよく現場をご存知なので私もこれ以上ちょっと言いにくいんですけど、今のイエナプランという、イエナプラン教育というところから私は端を発してこれを申し上げたんですけれども、福山市がやっております。もうご存知だと思いますが、常石ともに学園、ここでは申し上げてもよくご存知なので、皆さんご存知なければ説明しますけれども、ここはとにかく自立・共生・自己実現ですね、これを目指して全てを子どもたち、子どもたちが決める。勉強するのも子供たち、タブレットを使うのも子供たち。これを使えと言うんじゃないんです。自分たちが使いたいと思ってやる。勉強したいと思うから勉強するというような教育システムです。実際に廊下で寝ている子もいます。それはずっと先生たちが待ってるんです。それはその子を信じているから、教師が信じているから待っているんです。漢方薬みたいなもんです。いつ効くかわからないけれども丁寧に見ていくと。その１人の見る力っていうのは教師はすごく大変です。でもそういう教育が、1 人の教育現場で 40 人相手にできるかということを私は問いたいんです。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えいたします。このイエナプラン、今おっしゃったイエナプランです、がこのイエナプランの軸というか、土台というか、本質というか、そういったところというのは、自立的であったり、協働的であったり、またその対話を図りながらとか、学び合いによるもの、こういったことが土台となって進められている教育というふうに分析をしております。そういったことを、本町の今申し上げました、答弁いたしました教育課程、こういったものに照らし合わせますと、こういった協働的な学び、またそれを対話によってこの協働的な学びを図っていく。また、１人１人の個別最適な学びを実現していく。ここにＩＣＴの活用であったり、教師が１人１人の子どもたちの学びを見取っていく。こういった営みによって、この本町の教育を進めているところでございます。今、イエナプランという形で導入はしておりませんけれども、ただこ

こにある本質のところにつきましては本町においても当てはまっていくものだと考えております。以上でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　私がイエナプラン教育を進めるとかということではないんです。今ここで私がお話しているのは、冒頭にもありましたように本当に今の学校教育の現状を見直す覚悟はお持ちですかということなんです。そのためにイエナプランというのを出したわけで、それ以外にも庄原に子どもの夢小中学校というのがございます。よくご存知だと思いますけど、この中岡さんという方がおられまして、この方が面白いことを言っておられましたけど、子どもを信じる学校でありたい。子どもを信じる学校ですよ。それから、子どもが作る学校、教育委員会とか、先生が作るんじゃないんです。子どもが自分たちで何を勉強するかっていうのを作る学校。それからいつも行きたいと思う学校だそうです。実際にここの生徒たちが、土曜日も日曜日も学校に行きたい。なんで夏休みがあるのっていうところまで、この教育理念というのが浸透しつつあるというお話も伺いました。だからそういう、これも一つの例として、先行事例として、そういうことを学んでいただくというのはちょっと大げさなんですけど、そういうことも踏まえた上で、見直す覚悟はありますかという問いをもう１回させてください。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　本町の示す学校教育の方針に関わることですので私のほうからお答えさせていただきます。見直すというのは、もちろんしなければならない。常に教育の方針につきましてもアップデートしなければならないと思っております。先ほど議員おっしゃいましたように、必ずしもイエナプランとか、子どもの夢のという庄原市のほうを作ってくれというお話ではない。その通りだと思っております。先ほど学校教育課長が申し上げましたけども、その底に流れている本質の部分を目指していくと、たとえば先ほど資料としてインクルーシブ教育の理念を示してくださいました。そこに流れている理念は目指すべきものと、先ほど課長も答弁したところでございます。そういういくつかのこれから教育であるもの、目指すべきもの、１人１人を大切にしていく、そして学力をやっぱりつけなければなりません。そのためには見直していくということは、常にしなければならない。それについては、賛成といいますか、その通りだと思っております。

○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　ちょっと同じようなことなんで、続けてイの対話を軸にした学びへの転換について研究、検討を進める意思がおありかどうか伺います。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　イ「対話を軸にした学びへの転換について、研究・検討を進める意思があるか」についてお答えいたします。

ご質問の内容に対応する国の教育方針といたしまして、「主体的、対話的で深い学びの実現」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」というものがございます。これ言い換えますと、知識を習得すると共に、児童生徒が自ら問いを立てて、他者と対話を重ねながら考えを深める学びです。

本町においても、この方針に沿った授業改善を行っております。児童・生徒が自ら課題を持って調べたり問題を解いたりした後に、対話によって新たな考えに触れたり人との違いを認識したり、さらには最適解を模索したりする活動を通して、深い学びを実現する学習活動でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　今のも国の教育方針の中に書かれてあることをおっしゃったんだと思います。それでその方針に従った授業改善というのは、国の指導に従ってやっていくということをおっしゃられたのだと私は理解しました。

続けてウを行きます。個別最適な学びと、協働的な学びの両立をどのように実現しようとされているのか。現時点の方針を伺います。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。まず、町内に小・中学校が７校ありますが、全ての学校で、教育研究計画のテーマまたは基本方針の中に、「個別最適な学びと協働的な学び」の両立や充実を挙げております。

また、世羅町教育委員会では、昨年度より「授業力の向上」を基本のキーワードといたしまして、「世羅町学びの変革推進協議会」を軸に、教育の質の向上に向けた取組みを進めております。授業提案を通した実践的な研修のほか、広島県教育委員会の指導主事を招聘して専門的な指導を受けるなどし、各校の実態の違いがある中におきましても「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を

実現させるための研修を繰り返しております。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　私もできるだけ議論に、同じ土俵でお話したいと思うんですけど、ちょっとやっぱり考え方が違うんだろうなという、ちょっと土俵が違うんですけど、全て教育的な立場から、教員という、質の向上というのをおっしゃられましたけど、私はそこじゃなくてもうちょっと子どもの視点からこの教育というものを考えたいなと思ってるわけです。だから教育で子どもをどうしろとかっていうんじゃなくて、子どもがどうしたいかということを作ってあげる環境のほうをむしろ重視したいと思うんです。かつて私、３月だったですかね、今の子どもたちが10年、20年経ったときに、文化芸術、あるいは歴史の経験をさせてくれなかった。どうしてくれるんだというふうに、確か教育長に質問したことがございます。そのとき教育長は、子どもたちと対話をしてそれを改善していくとおっしゃいました。私はそれが、教育の基本になると思います。やっぱり子どもたちを中心に教育というものを考えないと、いくら教育者が教育現場を与えてもいらないと思います。子どもたちが欲するものを与える、そういう教育現場であってほしいと思うんですけど、見解をお願いいたします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えいたします。方針そのものにつきましては、今、最初に申し上げました内容でございますが、子どもたちがどうしたいか、子どもたちを欲するものという視点で、この教育活動を少しご説明いたしますと、たとえば一つの授業、一つの単元の授業ですね、こういった中で子どもたちがどんな課題意識を持つか、そこに端を発してこの単元をデザインする。こういった学びの仕方も、この授業づくりの中に含めております。また、総合的な学習に「新山」を中心といたしまして、子どもたちが、たとえばこの世羅町のさまざまなことについて目を向けて、それを研究していきたい、そこについて自分なりの考えを持って行動していきたい、こういったことが子どもたちのところから
出ましたら、それについてどのような課題があったか、分析した後にどんな情報を集めるか、その情報の集め方、それから分析の仕方、どんな活動ができるかということも一つ一つ子どもの発想で進めていくという授業の形態もこの中に含めて、カリキュラムに含めて行っているというところがございます。

全体としてはご答弁いたしました通りではございますが、その一つの単元、一つの教科、まずこういった点に目を向けますと、子どもの視点を生かした取組みも行われております。以上でございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　私の理解が非常に、ちょっと教育会のことがよくわからないので、申し訳ないんすけどよく理解できておりません。というのも、ここに教育の質の向上だとか並んでおりますけど、それは大人の視点じゃないんですか。子ども、本当にこれ必要と思っている子どもがいるか、タブレットが必要と思っている子どもがいるか。ここからですよ、タブレットなんか使わないで勉強したいという子もいます。そういう子にも目を向けて、環境っていうのを整えようというそこまで考えて、教育の質の向上というのを考えておられるなら、私はそれは意見にくみしますけれども、そういう子どもの立場になって、子どもというのは今、私も校長先生、大体世羅町の校長先生にお会いしてお話を聞きますと、自主性がない、とにかく何か言っても、自分で考える力、行動する力がないということを言われます。これなぜか、恐らく教育者が全部与えていたんじゃないかと思うんです。待てばいいんです。子どもっていうのは絶対に生まれたときから自主性っていうのは出てきます。それを辛抱強く待って信じて待つ。そういう教育が今のイエナプランとか、庄原の子どもの家小中学校がやっておられることなんじゃないかなと思って私は聞いておりました。その私の意見に対して、またご見解をお願いします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　私のほうから答弁させていただきます。宗重議員おっしゃることはよくわかりました。確かに、子どもの主体性を育てたいと思っていますし、そのためには、大人が押しつけるレールを引く学習、教えることというよりも子ども自ら学ぶことというふうに受止めました。確かにそうでございます。ただそれと同時に私達は特に、世羅町教育委員会は、義務教育を主管しております。所管しております。義務教育の目的の中にはやはりたとえば進路保障、将来の今の日本の社会の中で、社会人となったときに、就職をして仕事を持って生きていく。そのためには一定の学力も必要でございます。それと同時に、先ほどから宗重議員がおっしゃるような自ら主体的に生きていく力、それももちろんつけたい。だからそれをバランスよくつけたいと思っている形が、現在の学校教育の

姿でございます。ただ完成はしているとは思っておりません。その意味では、先ほどと同じことばになりますけども、試行錯誤していると言ってもいいかもしれません。基本的には賛同しております。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　もうちょっと話したいんですけど次に移りたいんですがもう一言言わせてください。今の教育で学力が本当に付いているんでしょうか。40人いる中で１人の先生が教えて、私も中学校の時は30人とか40人ですけど、本当にそのときに学んだことって本当に飛んでしまいます。勉強という、何か学ぶという、教えてもらったという記憶がほとんどないんです。私のことを中心に言って申し訳ないんですけれども、私は一歩外に出て必要性というのを感じて、勉強し始めました。それで、世界各国でいろんなことを吸収したいという思いがありました。でも、世羅町にいるときはほとんどそういうのはなかったです。だから学校の成績もそんなに良くありませんでしたけれども、とにかく世羅町ではとにかく子どもたちが学びたい、勉強しろというんではなくて、勉強したいという子、親が勉強しろっていうのでなくて自ら子どもたちが勉強したいという環境づくり、そういう環境づくりをデザインするのが多分トップの指導者の方々のお仕事なんじゃないかと思います。もちろん、ここにおられる方皆さんが、リーダーです。リーダーというものは、町民に夢をデザインしてそれを最後まで見届ける。これじゃないかと思います。だからそういった意味で、ちょっと私今、対立ではないんですけど、議論というところに持ち込んでお話をしているわけです。

　では次に総括として伺います。少子化が進み、学校の規模も役割も、地域との関係性そのものも見直す段階にきています。この状況で問われるのは、今、目の前の子どもたちが幸せかという視点です。この問いに誠実に答える教育に転換できるか。その転換する覚悟を持つかということです。受験や偏差値だけでは測れない価値、人間関係を築く力、自力で学び続ける力、自力です。生きる意欲をどう育てるのか、これからの教育の核心になるのではないでしょうか。

　本町は現行の教育スタイルを見直し、子どもの幸福、幸せですね、を中心に据えた新しい学校教育モデルを構想する覚悟はあるのか改めて伺います。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それでは「子どもの幸福を軸とする新たな教育の取組み」につきましてお答えいたします。

まず、「教育における子どもの幸福とは何か」を考えてみますと、たとえば、子どもが笑顔であるとか、「楽しい」と口にする、「生き生きと活動している」など表面的・感覚的なものだけで測ることではございません。将来、自立するための力となる「基礎学力」や社会生活を送るための「人間関係を構築する力」、将来に亘って持続的に学び続ける力などが身に付くこと、子どもが自ら課題をもって主体的に学ぶことで得られる充実感や自己肯定感を味わうことなどであると考えております。その上で、議員ご指摘の通り、学校規模の縮小や児童生徒数の減少という現実を、教育活動の質を高める契機と受け止めました。

具体的には、一人一人の学びに応じた個別最適な教育内容と環境の整備、ICTの活用や少人数指導の柔軟な組合せによる深い学びの実現、学校を地域コミュニティの核と位置付け、地域と共に子どもを育む仕組みの構築などを通して、「子どもたちの幸福」を実現してまいります。これらは、新しい教育スタイルの構築というわけではありませんが、「小さいからこそ、少ないからこそできる教育」の可能性も追求しつつ、「目の前の子どもの姿を見ること」という基本に照らして、教育の充実を図っていく所存でございます。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　またちょっとこれ私ごとになるんですけど、今大妻コタカ先生の本を読んでいるんですけども、大妻コタカ先生、川尻小学校で複式授業というのをやっておられたそうです。先生が１人、校長先生が１人の小学校だったそうです。この大妻コタカさんは高学年になったら、下級生を教えなきゃいけない。ちょうど先生がおられないから「コタカさん教えてよ」と言われて、子どもたちに教えていたそうです。その授業がとても面白くて、子ども達、下の低学年の子どもたちもすごく勉強する気になったというお話がございます。その先生が「コタカさん、うまいじゃないか教えるのが」という、その一言で教育に目覚めて、「よし、私は勉強して、みんなに教えよう」という、これが小学校高学年ですが５、６年生ですかね。そういうきっかけがあったというふうに聞いております。これから世羅町もどんどん子どもがいなくなります。学校が統合しなければいけなくなると、本当に複式ではなくても３学年とか、もう今のままで継続しようとすると、生徒は一つのクラスでは成立しないというのはもう見えていますよ。皆さんおわかりですね、それはね。となると、今からです。今から世羅町の教育、10年後20年後、どういう教育スタイルにするのか、統合するのか、それとも今ある学校をそのまま使うのかというところまで含めて、教育プラン、教育デザイ

ンというのをされていかないと、10年後になってはもう遅いと思います。今から先行事例をちゃんと学ぶということばですけど、先行事例を参考にしながら、世羅ならではの教育デザインというものをしていただきたいと思います。
もし何か私の意見に何か見解があればお願いいたします。
　ないようでしたら結構です。私も言いっぱなしで終わらせてください。失礼します。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　今、学校再編のことも含めまして、5年10年20年先をというもの本当にその通りだと思っております。人数が少ない中でも1人1人が自立して、やはり生きる力を持つ人材を、世羅らしいというのもその通りだと思っているので、そのように進めてまいりたいと思います。それからもう一点ですね、本日宗重議員からいろいろなご示唆をいただきました。改めて私ども考えますのは、決して宗重議員と私が言ったことが対立しているものではございません。ただちょっとおわかりいただきたいのは私達が小・中学校所管しておりますけれども、やはり人生におけるベースづくりをしております。ですから、小・中学校で学ぶこと、私も小学校のときに何を覚えなかったかほとんど覚えておりません。でも今生きているベースにはなっているはずです。今の義務教育は、将来ずっと生きていくためのベースを作るのが義務教育というふうな面があります。それから本日は、見直しということば何度も言ってくださいました。全くその通りでございます。やはりアップデートということばを私、申し上げましたけれども、一つのものに凝り固まっているとか、これが最高とか思っておりません。完成ではなくて、常に1人1人に対する教育ができているか、教室で35人いたらその35番目の子どもは本当に学ぼうとしているか。そういうところ目に向けて常に新しいものを求めていかなければならない。そして最後に、先ほど私公教育と申し上げました。まるで国の通りにやると悪いというふうに見る向きをする方もいらっしゃるんですけど、そうではなくてやはり公教育というのは、全ての家庭、全ての子どもに対して、一定の、それも広島県世羅町だけではなくて、北海道から沖縄まで同じように、日本の中で受ける教育の権利があってそれを保障するという仕組みの中で成り立っております。ですから、それに対する保護者、子どものニーズもございますので、その意味で、公教育の役割を果たしていきたいと思って本日の答弁をいたしました。以上でございます。
○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　終わらせようと思ったんですけどまだ時間があるので、ちょっと喋らせてください。不登校というのももちろん把握されていると思います。不登校の生徒はなぜ来ないのか。いろいろパターンがあると思います。学校が嫌いだ、先生が嫌いだ、勉強が嫌いだ、あるいは学校の勉強のレベルが低すぎる。自分でやってたほうがいい、そういう不登校もいます。その子たちは学力をつけています。不登校でも国立大学に行く子どもたちがいます。実際にそうです。ですので、不登校だから、何とかだから学校で学力をつけなければいけない。その考えはまず私の中にはないです。学校で必要なのはコミュニケーション、それと協調性、他人の心を思いやる気持ち、そういった他者との関わりの中で学んでいくものなんです。そういう教育であるならば、学力をそんなに重要視する必要はないのではないかと、今のお話を聞いて感じました。以上です。
○議長（髙橋公時）　宗重議員、これ最後なんですか。
○４番（宗重博之）　最後です。
○議長（髙橋公時）　ちょっと明日その質問が 10 番議員さんもございますので、ちょっとかぶるようですけど。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　反論を申し上げるようですけども、私どもは学力は必要であると思っております。それは必ずしも教科学力、算数ができるとか、理科の実験がうまくできることだけではございません。その先にあるものの見方や考え方を養うために、今のいくつかの教科がございます。もちろん中には、家庭科でミシンがかけられるとか、音楽で歌が歌えるとかもありますけども、生きていくための考え方とか先ほど言ったコミュニケーションとか、そことも密接に考えておりますので、私ども学力は否定はいたしません。そこはご理解ください。
○議長（髙橋公時）　以上で４番　宗重博之議員の一般質問を終わります。
　お諮りします。
　本日の会議は、これで「延会」したいと思います。
　これに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
　ご異議なしと認めます。
　したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。
　本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、12月５日午前９時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

延　　会　　１６時２７分